

レジャー・レクリエーション研究

第76号

<原著>

地域高齢者における散歩行動に影響を及ぼすソーシャルキャピタル要因に関する研究

三宅基子・渡邊裕也・木村みさか 5

アンケート調査による山小屋の屋根形状の景観評価と登山者属性との関係性

—北アルプス雲ノ平山荘を事例として—

下嶋 聖 15

<評論>

GEORGE D. BUTLERのレクリエーション観とプレイグラウンド・レクリエーション運動の先駆者たち

高橋和敏 31

オリンピックとレクリエーション

師岡文男 39

<日本レジャー・レクリエーション学会 会則及び諸規程他>

<日本レジャー・レクリエーション学会 役員選出細則設置の趣旨他>

<日本レジャー・レクリエーション学会 投稿規程・原稿作成要領・投稿票>

日本レジャー・レクリエーション学会

2015年9月

日本レジャー・レクリエーション学会第45回学会大会のお知らせ

日本レジャー・レクリエーション学会
理事長 沼澤秀雄

大会テーマ「レジャー・レクリエーションのミッション」

主催：日本レジャー・レクリエーション学会

主管：日本レジャー・レクリエーション学会第45回学会大会実行委員会

実行委員会委員長 茅野宏明（武庫川女子大学）

期日：平成27年12月4日（金）、5日（土）、6日（日）

会場：武庫川女子大学 中央キャンパス

〒663-8558 兵庫県西宮市池開町6-46

① 阪神電車 鳴尾駅（武庫川女子大学前）下車、徒歩約7分

② JR 神戸線 甲子園口駅南口から阪神バス「鳴尾浜行（阪神鳴尾駅経由）」

または「高須東行き（阪神鳴尾駅経由）」で18分、「武庫川女子大学前」下車

プログラム

12月4日（金）地域研究

時間	内容	場所
15:30～17:00	「甲子園会館」見学	甲子園会館 *検索は「甲子園会館」

12月5日（土）理事会、基調講演、シンポジウム、懇親会

時間	内容	会場・備考
11:00～12:00	理事会	中央図書館2階 会議室
11:00～	受付	中央図書館 入口
13:00～13:20	開会式	中央図書館2階 グローバルスタジオ
	①学会会長挨拶 鈴木 秀雄氏（関東学院大学 教授）	
	②開催校挨拶 糸魚川 直祐氏（武庫川女子大学 学長）	
13:20～14:20	基調講演 「レジャー・レクリエーションに求めるもの、求められるもの～福祉・教育・地域活動の視点から～」 築山 崇氏（京都府立大学 学長）	中央図書館2階 グローバルスタジオ
14:30～16:30	シンポジウム 「地域が生き活きるレジャー・レクリエーションの可能性」 シンポジスト 永田真一氏（Indiana University, Associate Instructor） 「スポーツと well-being」 寶田 穂氏（武庫川女子大学 教授） 「看護におけるレクリエーション」 マーレー 寛子氏（むべの里 施設長） 「地域における高齢者へのレクリエーション支援」 小田原 一記氏（日本レクリエーション協会 事務局長）	中央図書館2階 グローバルスタジオ

「地域におけるレクリエーション協会の役割」
コーディネーター 涌井 忠昭（関西大学 教授）

17:00～18:30	懇親会 参加費：¥3,500	クリステリア 2階
12月6日（日）	研究発表、総会、閉会式	
時間	内容	会場・備考
9:00～	受付・クローク	文学2号館3階 L2-31
9:30～10:30	口頭発表	A会場：文学2号館3階 L2-33 B会場：文学2号館3階 L2-34
9:30～12:30	ポスター発表 質疑時間 10:30～11:30	文学2号館3階 L2-31
11:30～12:20	昼休み	昼食会場：L2-32
12:20～13:00	総会	文学2号館3階 L2-32
13:00～14:00	口頭発表	A会場：文学2号館3階 L2-33 B会場：文学2号館3階 L2-34 C会場：文学2号館3階 L2-35
15:10～15:30	閉会式 「研究奨励賞 -ポスター発表部門-」表彰を含む	文学2号館3階 L2-31

研究発表抄録投稿について

【締切日】

2015年10月9日（金） 必着

【発表申込及び抄録提出先、問合せ先】

〒663-8558 兵庫県西宮市池開町6-46

武庫川女子大学 文学部 心理・社会福祉学科

第45回学会大会メールアドレス：2015mukogawa@jslrs.jp

平成 27 年度研究助成金の募集について

日本レジャー・レクリエーション学会
理事長 沼澤秀雄

平成 23 年度から日本レジャー・レクリエーション学会は、学会活性化のひとつの施策として、研究助成金制度を設けました。とくに若手の方の応募を歓迎しますが、応募者の年齢の制限はありません。応募に際しては以下の規定を周知のうえ、必要事項を記載した所定の研究申請書を学会事務局に簡易書留にて送付してください。奮っての応募をお待ちしています。

【応募の方法】

所定の「研究申請書」(HP からダウンロード) を用いること。平成 28 年 2 月 10 日 (消印有効)。簡易書留やメール便など発送履歴が明確に分かるものもので送付すること。

【応募の資格】

応募は、平成 27 年度の学会費を納入している本学会員に限る。共同研究者も同様とする。また、同一会員が、複数の課題の代表研究者及び共同研究者になることはできない (1 名、1 研究のみ)。

【研究費と期間】

研究費は総額 10 万円で、その範囲内で 1-2 件採択 (採択なしの場合もある) する。研究期間は 1 年以内とし、期間の延長は認めない。採択された場合の研究費の交付は、平成 26 年 1 月末に行う。研究期間は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日とする。研究費は所属機関の会計担当部署に預け入れ (委任経理金) することが望ましいが、研究費の一部を共通経費とすることは認めない。とくに所属のない個人の場合には、独自の会計処理を認めることとする。

【研究成果の報告】

研究費の交付を受けた者は、研究期間終了後、2 ヶ月以内に任意の形式の会計報告書 (ただし領収書添付) とともに研究報告書を提出しなければならない。さらに、研究期間終了後から 1 年以内に本学会誌へ研究成果を論文として投稿することを原則とする。やむを得ず、別の学会誌等へ投稿する場合には、本学会の研究助成を受けて実施したことを付記に記述しなければならない。

【研究課題の選考】

研究課題に対する特段の制約はない (自由課題)。その採択は、研究企画委員会及び常任理事会の委員から構成される研究助成金審査委員会で選考し、常任理事会の承認を経て決定する。決定次第、その可否を研究代表者へ文書で通知するとともに HP に公表する。

【申請書の送付先・お問い合わせ】

〒 151-8677
東京都渋谷区富ヶ谷 2-28-4
東海大学観光学部観光学科 内
日本レジャー・レクリエーション学会
研究助成金担当 研究企画委員会
田中伸彦 宛 (電話 / ファックス 03-3467-2211)

<原著>

地域高齢者における散歩行動に影響を及ぼす
ソーシャルキャピタル要因に関する研究

三宅基子¹ 渡邊裕也¹ 木村みさか¹

**The relationship between walking and social capital factors
among community dwelling elderly**

Motoko Miyake¹, Yuya Watanade¹, Misaka Kimura¹

Abstract

Objective: The aim of this study was to clarify the actual conditions of a walk and the relationship between a walk and social capital factors among community dwelling elderly.

Subject: Subjects of this study were obtained by two large surveys in Kameoka city on July, 2011 and Feb, 2012. The study subjects were 8,338 older people aged 65 years old and over by based on the two surveys.

Results: The percentage of going for a walk by sex showed significant difference as male 50.7%, woman 43.9% ($P<0.001$). The percentage of going for a walk by age showed significant difference as 60's 46.5%, 70's 48.8%, 80's 44.0%, 90's 35.6% ($P<0.005$).

Walking group showed significantly better of subjective health than non-walking group. All three items related the social capital factor showed significant difference as walking group and non-walking group ($P<0.001$). However contribution rate of all three items showed low value by regression analysis.

1. 緒言

高齢者の健康支援は高齢者特有の健康課題であるフレイルの予防・改善が重要である¹⁻⁵⁾。フレイルは、転倒・骨折、長期的ケア、死亡などのリスク要因であり、生理的予備力（代謝、身体機能、認知機能、健康など）が多重に低下する multidimensional syndrome（多重症候群）¹⁾ であることから、身体機能のみならず、精神的、社会的機能の低下を防ぐことが重要である^{6,7)}。

このような背景から、日常的な歩行がヘルスプロモーションの取り組みとして推進されており、ウォーキングは手軽にできる健康づくり活動として広く認識されるようになってきた⁸⁾。

日本人の歩数の実態について、国民健康・栄養

調査が2003年（平成15年）より歩数を報告するようになり、調査開始時、男性7503歩、女性6762歩であった歩数が、2013年（平成25年）の同調査では男性7099歩、女性6249歩と減少傾向にあり歩行習慣が定着していない実態が浮き彫りになっている⁹⁾。さらに60歳代では男性6887歩、女性6437歩であるが、70歳以上になると男性5393歩、女性4470歩と加齢に伴って歩数が減少する現状である⁹⁾。

高齢者の場合、3Metsに満たない生活行動や散歩程度の低強度の運動であっても、継続的な歩行習慣を有することで良好な体力レベルを維持することが可能であり、加齢に伴う体力低下を防ぐことが可能となることや^{10,11)}、閉じこもりや、抑う

つ、不安傾向の軽減に寄与する¹²⁾ことが報告されている。つまり高齢者にとっては、散歩程度の軽い活動でも、身体的機能だけでなく、精神的機能低下に効果がありフレイル予防に有効な活動となる。

市村によると、「散歩」は欧米のウォーキングと同じ意味として捉えることができ、明治時代に初めて辞書に現れ、明治以降から市民の間に広まった新しい行動習慣である。さらに明治時代に活躍した著名な作家の著書による文献研究から、散歩の効用として生活における楽しみの幅を広げる活動であるとも報告している¹³⁾。

さらに菊池は、地域高齢者における社会的ネットワーク形成に寄与する活動として犬の散歩に着目し、散歩をきっかけとした交流関係が高齢者のヘルスプロモーションに寄与する可能性を報告している¹⁴⁾。

このように「歩く」ことによって得られる効用は、健康の維持・増進だけでなく、副次的効果としてコミュニティ形成の可能性がある」と国土交通省報告書でも報告している¹⁵⁾。

散歩を行う本人が健康のためという明確な目的や歩数増加といった目標を持たずとも、住み慣れた街中を、楽しみながら歩く散歩は、高齢者の健康維持や地域コミュニティの形成に寄与する可能性があると考えられる。

しかしながら高齢者の散歩の実態や散歩行動に着目した研究は非常に少ない。NHKの生活時間調査において散歩実施率が経年的に報告されているものの¹⁶⁾、80歳以上の地域高齢者の散歩に関する実態はほとんど明らかにされていない。また歩行定着に関する先行研究としては、道路の舗装面やベンチの有無といった環境的要因¹⁷⁻¹⁹⁾との関連が報告されているが、居住している地域や近隣住民への信頼感などのソーシャルキャピタル要因と散歩行動との関連については明らかにされていない。

そこで本研究は、フレイル予防の支援策として地域高齢者における散歩の効用に関する基礎資料を得るために、市内在住高齢者約8000名を対象とした大規模調査から、高齢者の散歩の実態および散歩行動に影響を及ぼすソーシャルキャピタル要因を明らかにすることを目的とした。

2. 研究方法

(1) 調査対象

本研究では、京都府亀岡市が2011年～2012年にかけて、65歳以上高齢者を対象に実施した日常生活圏域ニーズ調査（ベースライン調査①）およびその後の追加健康調査（ベースライン調査②）のデータを用いて分析を行った。

ベースライン調査①は、2011年7月亀岡市内の65歳以上全高齢者19,372名（2011年4月1日現在）のうち、要介護3以上に認定されている者を除いた18,231名に自記式の調査票を自宅に郵送した。13,294名（有効回答率72.2%）から回答を得た。

ベースライン調査②は、2012年2月ベースライン調査①に回答を得た13,294名から、さらに要支援1,2および要介護1,2の軽度認定者1,356名を除き、二次予防対象者を含む11,938名に自記式の追加健康調査を郵送した。有効回答数は8,338名（有効回答率69.8%）であった。

(2) 調査方法および分析

ベースライン調査①の調査項目は、亀岡市における日常生活圏域ニーズ調査として厚生労働省が推奨する89項目に市独自の15項目を加えた合計104項目（9カテゴリー）であった。本研究では、市の独自項目において、散歩に関する設問「健康のための散歩を行っていますか」に「はい」と回答したものを散歩実施群、「いいえ」と回答したものを非実施群とした。散歩実施群と散歩非実施群別の性、年齢の基本属性および家族構成、現在の暮らし向きなどの生活環境との関連。さらに趣味の有無、生きがい感の有無、主観的健康感の精神的健康度に関する項目を分析に用いた。

ベースライン調査②の調査項目として、世間一般への信頼感、近隣に住む人々への信頼感、近隣地域の帰属意識の3項目をソーシャルキャピタル関連の項目とした。

本研究はベースライン調査①とベースライン調査②のデータを連結し、散歩実施群（3,677名）と散歩非実施群（4,133名）の2群にわけ各項目の比較を行った。散歩の設問に無回答であった528名は分析から除外した。

本研究は、京都府立医科大学医学倫理審査委員

会の承認を得て実施した（承認番号 C-692 平成 22 年 3 月 9 日承認）。得られたデータは、倫理指針を遵守し個人情報の取り扱いは、漏出しないように厳重に注意した。

(3) 統計解析

まず対象者の基本特性として、性別・年代別に出現頻度を求め、次に散歩実施群と非実施群における精神的健康に関する項目として、暮らしのゆとり感、趣味の有無、生きがい感、主観的健康感の回答頻度についてカイ二乗検定を行った。

ソーシャルキャピタル要因の世間一般への信頼感、近隣に住む人々への信頼感、近隣地域の帰属意識の各項目と散歩行動との関連は、まず各回答の出現頻度についてカイ二乗検定を行った。

次に、ソーシャルキャピタル関連要因が散歩行動に及ぼす影響を明らかにするため、散歩行動を従属変数、ソーシャルキャピタル要因の 3 項目を独立変数として一括投入した最適尺度法によるカテゴリカル回帰分析を行い、各項目の標準化係数を算出した。なお有意水準は 5% とし、統計処理は SPSS for Windows ver.21.0J を用いた。

3. 結果

(1) 地域高齢者における散歩の現状

散歩実施群・非実施群の性別および年代区分別の分布状況を図 1 および図 2 に示した。

無回答を除いた本研究対象者全体の散歩実施率は 47.0% であった。性別では、男性が 50.7% であり、女性 43.9% より数% 高率で有意差が認められ

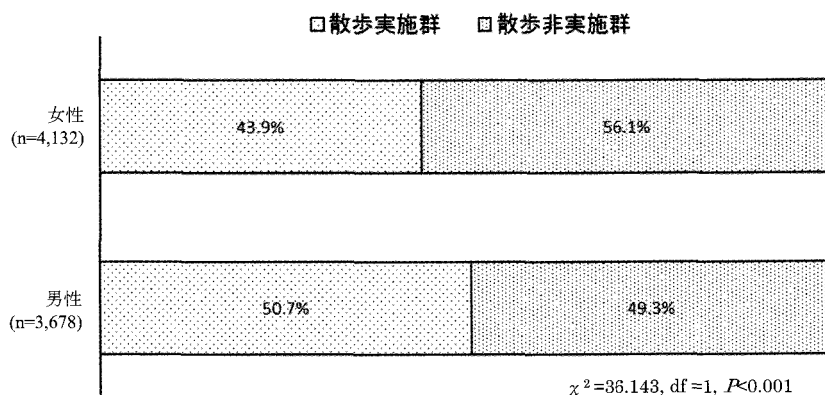


図 1 男女別散歩行動の出現頻度

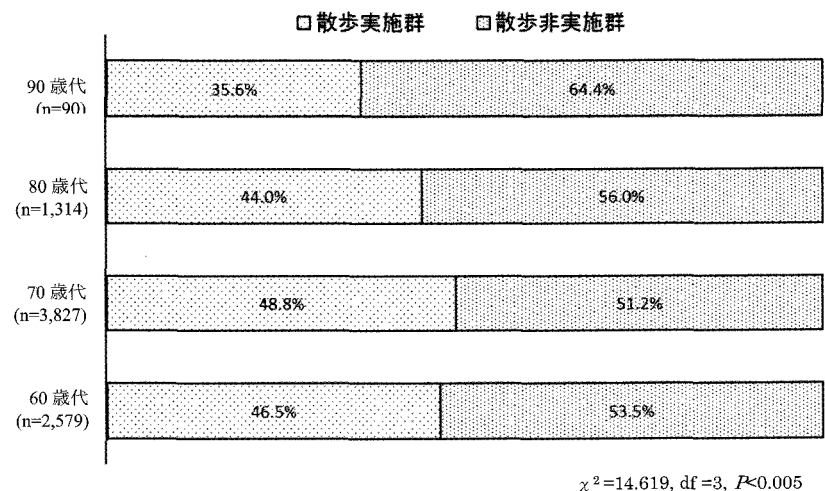


図 2 年代別散歩行動の出現頻度

た ($P<0.001$)。また年代別の散歩実施率は、70代が48.8%で最も高く、以下60代46.5%、80代44.0%、90代35.6%で年代差が認められた ($P<0.005$)。なお対象者の平均年齢は、散歩実施群の男性73.1±5.8歳(最高齢は92歳)、女性73.5±6.1歳(最高齢97歳)、非実施群では、男性73.2±6.3歳(最高齢は97歳)、女性73.9±6.5歳(最高齢98歳)であった。

(2) 散歩行動と精神的健康との関連

表1は散歩実施群および非実施群別に精神的健康関連項目を比較した結果である。

暮らしのゆとり感について、非実施群はやや苦しいが42.5%で、次にややゆとりありが29.4%の割合を占めていたが、散歩実施群はやや苦しいが45.7%、ややゆとりありが30.7%と非実施群より高い回答であった。苦しいと回答したのは散歩実施群で16.4%であったが、非実施群で20.5%とやや高い割合を示していた ($P<0.001$)。

趣味の有無について、散歩実施群は趣味ありの回答が86.5%で、非実施群の79.3%より高い回答を示した ($P<0.001$)。

生きがい感の有無について、散歩実施群は生きがいありの回答が91.5%で、非実施群の85.1%より高い回答を示した ($P<0.001$)。

自覚的健康感は、散歩実施群でとても健康、まあまあ健康との回答が79.9%であり、非実施群の71.5%と比べて高い回答を示した ($P<0.001$)。

(3) 散歩行動とソーシャルキャピタル要因との関連

散歩実施群・非実施群別のソーシャルキャピタル要因に関する項目の回答率を表2に示した。

世間一般の人々は信頼できるかという質問に対して、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の回答は、散歩実施群が77.5%で、非実施群の73.3%よりわずかに高い回答を示した ($P<0.001$)。

近隣の人々への信頼できるかという質問に対して、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の回答は、散歩実施群が84.1%で、非実施群の80.5%よりわずかに高い回答を示した ($P<0.001$)。

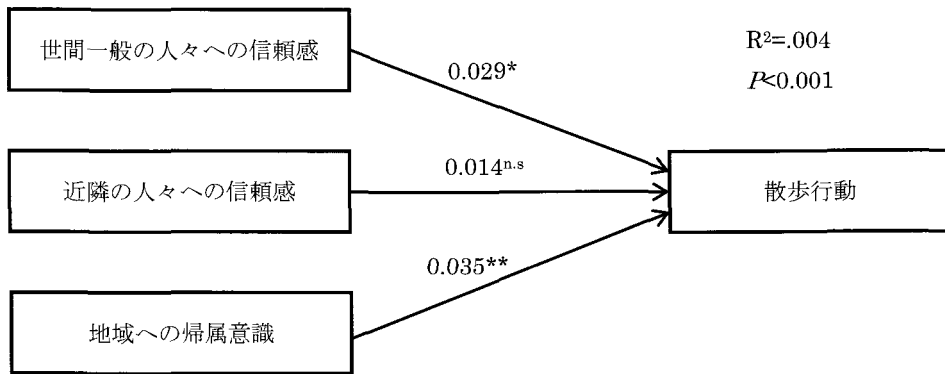
住んでいる地区の一員であると感じますかという質問に対し、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の回答は、散歩実施群が94.0%で、

表1 散歩実施・非実施群別精神的健康関連項目の比較

	散歩 実施群 (n=3677)	散歩 非実施群 (n=4133)	P value
暮らしのゆとり感			
苦しい	16.4%	20.5%	<0.001
やや苦しい	45.7%	42.5%	
ややゆとりあり	30.7%	29.4%	
ゆとりあり	2.9%	2.9%	
無回答	4.3%	4.7%	
趣味の有無			
あり	86.5%	79.3%	<0.001
なし	11.4%	18.4%	
無回答	2.1%	2.3%	
生きがい感の有無			
あり	91.5%	85.1%	<0.001
なし	8.5%	14.9%	
自覚的健康感			
とても健康	7.6%	5.3%	<0.001
まあまあ健康	72.3%	66.2%	
あまり健康でない	16.2%	22.6%	
健康でない	3.8%	5.9%	

表2 散歩実施・非実施群別ソーシャルキャピタル要因項目の比較

	実施群	非実施群	P value	
Q.世間一般の人々は総じて信頼できますか	n	3616	4043	
そう思う		10.2%	9.2%	
どちらかといえばそう思う		67.3%	64.1%	<0.001
どちらかといえばそう思わない		20.9%	24.9%	
まったくそう思わない		1.5%	1.9%	
Q.近隣の人々は総じて信頼できますか	n	3629	4067	
そう思う		21.6%	19.6%	
どちらかといえばそう思う		62.5%	60.9%	<0.001
どちらかといえばそう思わない		14.3%	17.6%	
まったくそう思わない		1.7%	1.9%	
Q.住んでいる地区の一員であると感じますか	n	3635	4078	
そう思う		53.4%	52.5%	
どちらかといえばそう思う		40.6%	38.9%	<0.001
どちらかといえばそう思わない		5.4%	7.3%	
まったくそう思わない		0.7%	1.4%	



* p<0.05, **p<0.01, ***p<0.001

図3 散歩行動に影響を及ぼすソーシャルキャピタル要因

非実施群の91.4%よりわずかに高い回答を示した (P<0.001)。

さらにこれらの3項目の散歩行動への影響について、回帰分析を行った結果を図3に示した。

いずれの3項目も0.1以下の低い寄与率であった。3項目中で比較してみると、住んでいる地区

の一員として感じる地域への帰属意識が、他の2要因と比べて最も高い寄与 (β=0.035, P=0.002) を示し、次いで世間一般の人々への信頼感 (β=0.029, P=0.019) が統計的に有意であった。しかし近隣の人々への信頼感の寄与率は最も低く統計的に有意差も認められなかった (β=0.014, n.s.)。

4. 考察

誰もが手軽にできる健康づくり活動としての歩行は、身体的、精神的、社会的機能の低下を防ぎ、フレイルを予防・改善する有効な活動として知られている。

「散歩」は身体的効果だけでなく、精神的効用とともに、コミュニティ形成の可能性も示唆されていることから、地域高齢者の散歩の実態と散歩による精神的健康およびソーシャルキャピタルとの関連を検討する意義は大きい。

そこで本研究では、地域高齢者における散歩の現状と、その関連要因として精神的健康およびソーシャルキャピタルとの関連を明らかにすることを目的とした。

本研究の結果、地域高齢者の約半数（男性 50.7%、女性 43.9%）が散歩を実施していた。2010 年 NHK による国民生活時間調査¹⁶⁾における 60 歳以上散歩実施率（男性 55%、女性 38%）に比べると、男性はやや低率であり、女性ではやや高率の結果を示した。

本研究では年代別に散歩実施率を比較した。年代別で散歩実施率が最も高いのは 70 代 48.8% であったが、80 歳代の 44.0%、90 歳代の 35.6% が散歩を実施していることが明らかとなった。80 歳代、90 歳代においても散歩実施者が出現しており、年齢に関係なく高齢者にとって、散歩が気軽に行うことができる活動と考えられる。

また本研究における散歩実施者の最高齢は、男性 92 歳、女性 97 歳であった。平均寿命の延伸が予測される中、80 歳代、90 歳代における散歩は、超高齢者の生活機能を良好に保ち、フレイルを防ぐ活動のひとつとなりうる可能性を示唆している。

散歩行動に関連する要因を検討した結果、散歩行動は精神的健康に高い関連が認められた。散歩実施者は趣味活動を有している者が多く、趣味活動などへの参加が散歩や散策の機会を増やしている可能性が考えられる。また散歩の実施は生きがい感や主観的健康感との高い関連が認められた。奥野ら¹²⁾は、運動の実施率や運動量が閉じこもりと関連し、閉じこもり者に精神的健康が不良な者が多いことを指摘している。また欧米では、高齢者のウォーキングと自己効力感との関連が報告

されており²⁰⁾、散歩による外出の機会が自己効力感の獲得に寄与し主観的健康感が高くなることが推察される。

さらに散歩は生きがい感に関連していた。高齢者の余暇活動と生きがいについて、原田らは²¹⁾、高齢者にとって実施頻度の高い余暇活動が歩行であること、そして高齢者が余暇活動を行っている時に生きがいを感じていると報告しており、散歩が高齢者の生きがいに結びつく余暇活動のひとつと考えられる。

しかし散歩と生きがい直接的に結びつくかどうかは不明である。散歩が、生きがいにつながる趣味活動の副次的効果として結びついている可能性も考えられ、今後はさらに媒介となる関連要因を検討する必要がある。

次に、散歩行動とソーシャルキャピタル要因との関連について検討を行った結果、散歩実施群は非実施群に比べて、世間一般の人々への信頼感、近隣の人々への信頼感、地域への帰属意識のいずれの項目の回答率において有意差は認められたものの、回答率に大きな違いは認められなかった。

さらに散歩行動にどの程度ソーシャルキャピタル要因が関連しているかを検討するために、回帰分析を行った結果では、有意差が認められた項目が 2 項目にあったものの、いずれも寄与率は低く、散歩行動への影響が低いことが明らかとなった。

先行研究では、グループ活動における交友活動や²²⁾、家族や友人との関係が、ウォーキングや運動の継続的な実施に影響すると報告している²³⁻²⁶⁾。

またパットナムらによれば、「協動的な諸活動を活発にすることによって社会の効率性を改善できる、信頼、規範、ネットワークといった社会組織の特徴」をソーシャルキャピタルと定義しており、社会的な活動への参加によってソーシャルキャピタルは増強され、ソーシャルキャピタルが豊かであれば人々の協調行動が促進される。さらにソーシャルキャピタルが豊かな所ほど健康状態が好ましいことが報告されている^{27,28)}。

したがって今後の研究では、散歩行動に影響を及ぼすソーシャルキャピタル要因である他者との交流や信頼感について、設問項目を精査して用いることが必要だと考える。また本研究では、3 項目を一括投入した回帰分析によって散歩行動への

影響について検討を行ったが、各項目ごとに散歩行動への影響を検討するなど、分析方法についても検討する必要がある。

さらに散歩行動に影響を及ぼすソーシャルキャピタル要因を媒介する要因として、性、年齢などの個人の属性や所属する地域組織等を考慮するとともに、趣味活動のグループや地域活動への参加などネットワークと散歩行動との関連も検討していく必要があると考える。

さらに住民の健康を向上させる介入プログラムに活用できるソーシャルキャピタルは未だ研究課題であり²⁹⁾、高齢者の散歩行動を促進するソーシャルキャピタル要因は今後の課題となる。

本研究の限界は横断分析であり、散歩行動との関連要因およびその効果の因果関係は明らかではない。今後、介入研究または縦断的調査から因果関係を明らかにしていく必要がある。

また本研究では、散歩行動と環境要因との関連については検討を行っていない。本調査の対象者は、亀岡市内全域に居住する高齢者である。亀岡市の居住環境は、新興住宅地域、農業地域、山間地域が存在し、居住環境の違いが、散歩行動に影響を及ぼしている可能性が考えられる。Inoueらの研究^{30,31)}では、近隣における歩行活動は、都市や農村地域などの居住環境の人口密度や、歩道の整備などの環境要因が影響していると報告しているし、欧米の研究³²⁾においても、スムーズな歩道やベンチの設置などの環境的要因が、歩行の動機づけに障壁となると指摘している。このことから、今後は散歩行動に及ぼす環境的要因も検討する必要がある。

岡らの報告では、身体活動習慣は、環境的要因、自己効力感などの心理的要因、ソーシャルサポートなどの社会的要因が相互に影響していると報告しており³³⁾、環境的要因、心理的要因、社会的要因が相互にどのような関連を持って、散歩行動に影響を及ぼしているのか、横断的・縦断的分析からそれら関連要因の相互作用を検証する必要がある。

また本研究は市内在住高齢者から、要支援・要介護を除いた地域在住の自立高齢者が対象ではあるが、80歳代、90歳代の超高齢者、二次予防対象者を含む地域高齢者における散歩行動の実態に

ついて貴重なデータを示した。また散歩行動は、精神的健康の維持、他者への信頼感や地域の帰属意識も関連していることを示した。

5. 結語

本研究は、地域在住高齢者を対象とした大規模データを基に、散歩の実態と散歩行動の関連要因として精神的健康との関連、そしてソーシャルキャピタル要因との関連性について検討を行った。

その結果、散歩実施者は70歳代が最も多く80歳代の4割、90歳代でも3割が散歩を行っている実態が明らかとなった。地域高齢者の散歩実施者は、趣味活動や生きがい感、自覚的な健康感を有しており精神的健康への効用が示唆された。しかしソーシャルキャピタル要因の散歩行動への影響は認められなかった。

散歩行動を推進することは、高齢者の心身のフレイル予防につながる可能性はあるが、コミュニティ形成との関連は今後の研究課題としたい。

謝辞

本研究の実施にあたり、亀岡市高齢福祉課の多大なるご協力をいただき心から感謝申し上げます。

付記

本研究は、平成20年度～平成23年度文部科学省科学研究費補助金基盤研究A(課題番号20240061)の一環として行いました。

文献

- 1) 葛谷雅文：フレイルとは－その概念と歴史（葛谷雅文編者、「フレイル－超高齢社会における最重要課題と予防戦略」、医歯薬出版株式会社、東京）、2-6、2014
- 2) Fried LP, Tangen CM, Walston J, et al. Frailty in older adults: Evidence for a Phenotype. *J Gerontol A Biol Sci Med Sci* 56A (3) : 146-156, 2001
- 3) 道場信孝、日野原重明、新しい世紀の老人医療：Frailtyに対する予防医学的アプローチ、*医事新報* 4085: 26-32、2002

- 4) 道場信孝、日野原重明、老年医学における脆弱化 (frailty) と筋肉減少症 (sarcopenia)、医事新報 4093: 25-30、2002
- 5) Rockwood K, Song X, MacKnight C, et al. A global clinical measure of fitness and frailty in elderly people. *CMAJ* 173 (5) : 489-395, 2005
- 6) 西真理子、新開省二：社会的フレイル (葛谷雅文編者、「フレイルー超高齢社会における最重要課題と予防戦略」、医歯薬出版株式会社、東京)、134-141、2014
- 7) 大川弥生、ICF から高齢者医療・介護を考えるー生活機能学の立場からー、老年看 13 (2) : 18-27、2009
- 8) 健康日本 21 評価作業チーム。「健康日本 21」最終評価。 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001r5gc-att/2r9852000001r5np.pdf>。(2015年7月9日アクセス可能)
- 9) 厚生労働省。平成 25 年国民健康・栄養調査報告。 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/eiyoudl/h25-houkoku-05.pdf> (2015年7月9日アクセス可能)
- 10) Yamada Y, Yokoyama K, Noriyasu R, et al. Light-intensity activities are important for estimating physical activity energy expenditure using uniaxial and triaxle accelerometers. *Eur J Appl Physiol* 105: 141-152, 2009
- 11) 竹島伸生、田中喜代次、小林彰雄、他、長期間の歩行習慣が中高年の全身持久性と活力年齢に及ぼす効果、体力科学 45: 387-339、1996
- 12) 奥野純子、徳力格尔、西嶋尚彦他、「閉じこもり」高齢者の体力と生活機能および精神健康度との関連、体力科学 52 Suppl: 237-248、2003
- 13) 市村操一、近藤明彦、「散歩」という言葉のはじまりと明治時代の散歩者たち、東京成徳大学研究紀要 11: 91-102、2004
- 14) 菊池和美：地域コミュニティにおける高齢者の「犬の散歩」をきっかけとした交流、応用老年学、7 (1) : 33-41、2013
- 15) 厚生労働省健康局、静岡県袋井市：健康増進のライフスタイル形成支援・連携方策に関する調査報告書、18-34、2008
- 16) NHK 放送文化研究所、2010 年国民生活時間調査報告書：68、2011
- 17) Owen N, Humple N, Leslie E, et al. Understanding environmental influences on walking. *Am J Prev Med* 27 (1) : 67-76, 2004
- 18) Van Dyck D, Cardon G, Deforche B, et al. Neighborhood SES and walkability are related to physical activity behavior in Belgian adults. *Prev Med* 50 Suppl 1: S74-79, 2010
- 19) 末江真、包清博之、都市における人々の散歩行動からみた住環境整備条件に関する基礎的研究、ランドスケープ研究 68 (5) : 829-832、2004
- 20) Gallagher NA, Clarke PJ, Ronis DL, et al. Influence on neighborhood walking in older adults. *Res in Gerontol Nurs* 5 (4) : 238-250, 2012
- 21) 原田隆、加藤恵子、小田良子他、高齢者の生活習慣に関する調査 (2) -余暇活動と生きがい感について-、名古屋文理大学紀要 11: 27-33、2011
- 22) 吉田祐子、熊谷修、岩佐一他、地域在住高齢者における運動習慣の定着に関連する要因、老年社会科学 28 (3) : 348-358、2006
- 23) 渋谷孝裕、地域高齢者の健康づくりにおける 1 日平均歩数の有用性について、日老医誌 44 (6) : 726-733、2007
- 24) 重松良祐、中垣内真樹、岩井浩一他、運動実践の頻度別にみた高齢者の特徴と運動継続に向けた課題、体育研 52: 173-186、2007
- 25) Litwin H. Physical activity, social network type and depressive symptoms in late life: An analysis of data from the National social life health and aging project. *Aging Ment Health* 16 (5) : 608-616, 2012
- 26) 板倉正弥、岡浩一朗、武田典子他、運動ソーシャルサポートおよびウォーキング環境認知と身体活動・運動の促進との関係、体力科学 54: 219-228、2005
- 27) 内閣府国民生活局：ソーシャル・キャピタル：豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて <https://www.npo-homepage.go.jp/toukei/2009izen-chousa/2009izen-sonota/2002social-capital> (2015年7月9日アクセス可能)

- 28) 市田行信：ソーシャルキャピタルー地域の視点からー（近藤克則、「検証「健康格差社会」介護予防に向けた社会疫学的大規模調査」、株式会社医学書院、東京）、107-119、2009
- 29) I. カワチ、S.V. スプラマニアン、D. キム：ソーシャルキャピタルと健康 これまでの10年間と今後の方向性（I. カワチ、S.V. スプラマニアン、D. キム編、「ソーシャルキャピタルと健康」、日本評論社、東京）、9-22、2012
- 30) Inoue S, Ohya Y, Odagiri Y, et al. Perceived neighborhood environment and walking for specific purposes among elderly Japanese. *J Epidemiol* 21 (6) : 481-490, 2011
- 31) Inoue S, Ohya Y, Odagiri Y, et al. Association between perceived neighborhood environment and walking among adults in 4 cities in Japan. *J Epidemiol* 20 (4) : 277-286, 2010
- 32) Gallagher NA, Clarke PJ, Ronis DL, et al. Influence on neighborhood walking in older adults. *Res in Gerontol Nurs* 5 (4) : 238-250, 2012
- 33) 岡浩一朗、石井香織、柴田愛、日本人成人の身体活動に影響を及ぼす心理的、社会的、環境的要因の共分散構造分析、*体力科学* 60: 89-97、2011

（受付：2015年7月16日）
（受理：2015年8月10日）

<原著>

アンケート調査による山小屋の屋根形状の景観評価と
登山者属性との関係性
—北アルプス雲ノ平山荘を事例として—

下嶋 聖¹

**Relationship between landscape evaluation of the Mountain hut roof shape
and attributes on Questionnaire Survey of climbers
—A case of KUMONODAIRA-SANSO the Mountain hut in Northern Alps of Japan—**

Hijiri Shimojima¹

Abstract

The aim of this study is to clarify the relationship between landscape evaluations of the Mountain hut roof shape and attributes. In case of KUMONODAIRA-SANSO the Mountain hut in Northern Alps of Japan, four roof shapes to create a simulated image is varied, was conducted questionnaire survey for the climbers. The main findings of this study are as follow. 1) From the results of landscape evaluation questionnaire survey, climbers had been assessed as being in harmony with the “Gambrel type” roof is the most Kumonodaira landscape. 2) From the results of principal component analysis using the landscape assessment roof shape by ranking data, it was possible to divide the group of subjects in the three types. Group Type I is, with a roof shape of the current Kumonodaira-Sanso the “Gambrel type” in good impression. Group Type II is, with is one of the roof shape seen in many mountain hut the “ gable roof ” in good impression. Type III was other group. 3) The characteristics of the attributes that have been classified into three types from the results of the principal component analysis and correspondence analysis revealed, using the “information gathering source for mountaineering plan”, “localization in mountain” and “ask the mountain hut Service” on questionnaire survey of climbers.

1. はじめに

山小屋は、主に山岳性自然公園を中心に、登山者（公園利用者）の利用拠点施設として存在する。悪天候時には、山小屋の存在が登山者に安心感を与えるなど、登山活動において必要不可欠な施設である。山岳地が持つ制約条件の下、山小屋は立地環境に合わせて建てられる。特に建物の形状、外壁や屋根形状などに違いが生まれる。その結果山小屋一つ一つに個性を持ち、その山域のシンボ

リック的な存在をなす。

山小屋は、立地環境の特性から、修繕や補修などきめ細かな維持管理が求められる。築年数が経っている場合や自然現象による倒壊や破損が生じた場合は、新築や増改築が必要になる。また登山者の増加により、収容人数の強化を図るため増改築を行う場合もある。山小屋の多くは自然公園内に立地するため、新築をはじめ増改築を行う場合は、自然公園法に基づき事前に許可を要する。

自然公園法では山小屋などの施設は工作物にあたり、同法で規定されている地種区分のうち特別地域及び特別保護地区においては行為規制がかかる。自然公園法で定めている工作物に対する行為許可の基準の運用方法には、屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと、と記載している¹⁾。このように同法に基づき、自然公園内の存在する山小屋は周囲の景観に調和した建築物にするよう求められている。

しかし自然公園法上、景観に調和する方法について、屋根の勾配、色彩など一定の明文化があるものの、具体的な基準や根拠が明確ではない。これは、山小屋の存在と法整備とのいわばタイムラグが生じていることが背景のひとつとして挙げられる。山小屋は近代的登山が導入された明治以降に北アルプスをはじめ、全国的に広がり定着した²⁾のに対し、自然公園法（前身の国立公園法）が制定されたのは1931（昭和6）年であり、結果後追いで法整備された面がある。そのため、山小屋が増改築を行う際、判断基準となる根拠データや知見が少ないため、担当行政官の経験則や前例に倣うなど現場判断に依るところが大きく、公平性や一貫性に欠くことになる。

一方、1998（平成10）年前後から設置が増加した風力発電施設³⁾に対しては、高さ、展望地からの視認性など具体的な指針を策定している¹⁾。したがって山小屋に関しても、周囲の景観への調和する建物の形状、外壁や屋根形状などの景観研究の基本データの収集が求められる。

山小屋に関する既往研究を見ると、山小屋の空間構成や配置計画を明らかにした研究^{4) 5)}や避難小屋を対象に系統分類を行った研究⁶⁾など建築形態に対する研究や、北アルプスの山小屋の建設過程など建築史の研究などがある⁷⁾。また景観調和に関する研究として、麻生ら⁸⁾が建築物の色彩を対象にした景観調和について明らかにしており、藤田ら⁹⁾が中層建築物を対象にしたファサードタイプと色彩との調和について明らかにしている。しかし、山小屋の屋根形状を対象にした周囲の山岳景観への調和性について把握した研究はほとんど見受けられない。

山小屋の屋根形状に関する景観特性を明らかに

することは、景観研究における基礎的知見の蓄積に加え、山小屋関係者に対する学術的知見の提供や担当行政官の判断材料や指針作成上において意義があるといえる。

そこで本研究では、山岳景観に調和する山小屋のデザインについて、特に山小屋の屋根の形状について、登山者を対象にアンケート調査を実施し、景観特性を明らかにした。さらに、屋根形状に対する景観評価と登山者の属性との関係性とその特徴について明らかにすることを目的とした。

2. 研究方法

本研究の目的を達成させるため、図1に示した研究フローに従い進めた。

2-1 研究対象地

本研究で対象にした山小屋は、北アルプス中央部にある雲ノ平山荘とした（図2）。選定理由は

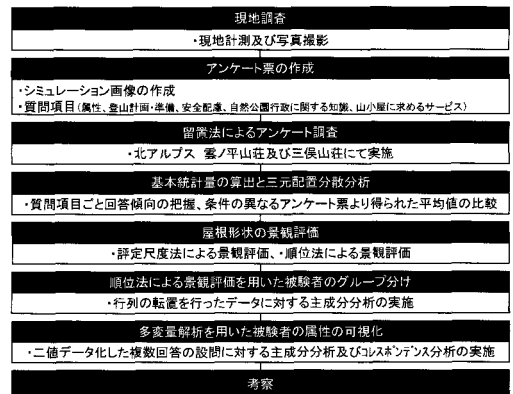


図1 研究フロー

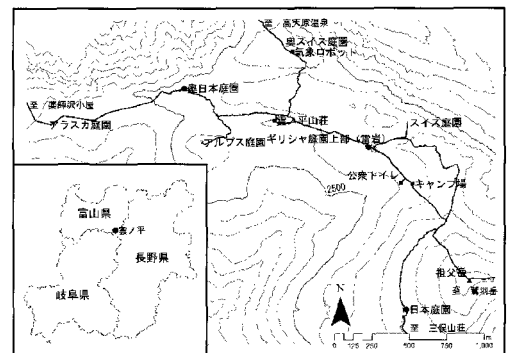


図2 アンケート調査の対象地及び撮影地点（図中の丸印は撮影地点）^{註1)}

次の通りである。1963（昭和38）年に開設された雲ノ平山荘は、老朽化に伴い、小屋の立て直しが計画されていた。関係省庁の許認可手続きに対し、根拠資料となるデータの収集を目的としたためである。

雲ノ平は、富山県、岐阜県、長野県の3県が隣接する三俣蓮華岳より北側に位置し、日本で最も標高の高い溶岩台地（2,400m～2,700m）で面積は約25万㎡である。雪田草原とハイマツ帯の植生がパッチ状に広がる。特別天然記念物に指定されているライチョウの営巣地でもある。なお山荘を含め雲ノ平全域が、中部山岳国立公園（特別保護地区）、国有林（保安林）及び鳥獣保護地区（一部特別保護区）に指定されている。雪田草原とハイマツが織りなす特徴的な景観から随所に、「日本庭園」、「スイス庭園」など庭園の名が付けられている¹⁰⁾。

現行の雲ノ平山荘の屋根形状は、ギャンブル型屋根（腰折屋根）である。雲ノ平山荘が開設された1963（昭和38）年当時はヘリコプターによる輸送手段がなかった時代であり、建築資材を現地調達と歩荷によって荷揚げしたため、長さのある建築資材が手に入らなかった。そのため、短い建築資材を組み合わせた形（モノコック構造）で建築された。したがって、意図的に現在の屋根形状になったのではなく、豪雪と強風に耐える構造でかつ、北アルプスの中でも屈指の最奥地に位置するという立地的制約条件の下、合理的な経緯で特徴的な屋根形状をもつ山小屋となった。

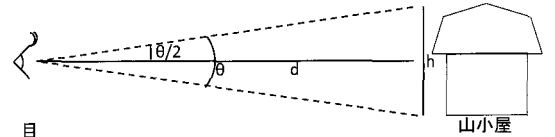
2-2 アンケート調査に用いる画像の取得

山岳景観に調和する山小屋の屋根形状を把握するため、既往研究⁹⁾¹¹⁾等を参考にし、被験者に屋根形状を変えたシミュレーション画像をいくつか提示して、景観評価を行うこととした。シミュレーション画像の基となる山小屋の画像を現地に撮影した。雲ノ平山荘から登山道沿いに三俣山荘方面（キャンプ場方面・東方向）に向かって309mの地点より、2008（平成20）年7月26日に撮影した。撮影高は、1.5mとした。この309mの地点の算出方法は、人間が持つ視覚特性より算出した。

一般に、ある景観を眺めた際、景観内に存在する物体の見込み角が1度を超えると、視認性が高

くなり、気になり始めることが指摘されている¹²⁾。雲ノ平山荘の場合、現行の建築物の地上高がおおよそ5.4mであり、見込み角1度の場合の視距離（見通し距離）は約309mである（式1及び図3）。

$$\theta = 2 \cdot \tan^{-1} \frac{h'}{d} \quad \text{ただし } h' = h/2 \quad (\text{式1})$$



目：目 θ ：見込角 d ：水平距離 h ：地上高
図3 見込角の模式

2-3 アンケート票の作成

シミュレーション画像で提示した屋根の形状は、現行の建築物である「ギャンブル型」、「かまぼこ屋根型」、「切妻屋根」、「陸屋根」の4種類とした。このうち陸屋根を除いて、他の3つは一般的に山岳地で見られる山小屋の屋根の形状を市販の山岳ガイドブック^{13)~21)}や避難小屋ガイドブック²²⁾²³⁾より選定した。

画像処理ソフトであるGIMP2.2²⁴⁾を用いて、撮影した画像の屋根形状を加工し、シミュレーション画像を作成した。加工した画像は、アンケート用紙（普通紙A4サイズ）にサービス版サイズ（最終寸法87×116mm）で出力した（図4）。

アンケート票の内容はだまかに3つの内容に構成されている。1つめは、景観評価である。上述したように山小屋の屋根の形状をコンピュータシミュレーションにより4タイプに加工した画像試料を用いて、屋根の形状が周囲の景観に調和するかを聞いた。評価方法は、評定尺度法と順位法の2種類を設けた。評定尺度法については、「調和性」、「目立ち度」、「違和感」、「好ましさ」、「親しみやすさ」の5項目を設け、7段階の評定尺度で評価してもらった。順位法については、4つの画像を雲ノ平の景観に調和していると思う順に並べてもらった。なお景観評価に偏りが生じないようにするため、提示するシミュレーション画像の順番を2通り作成した。

2つめは、景観評価と回答者の属性との関係を

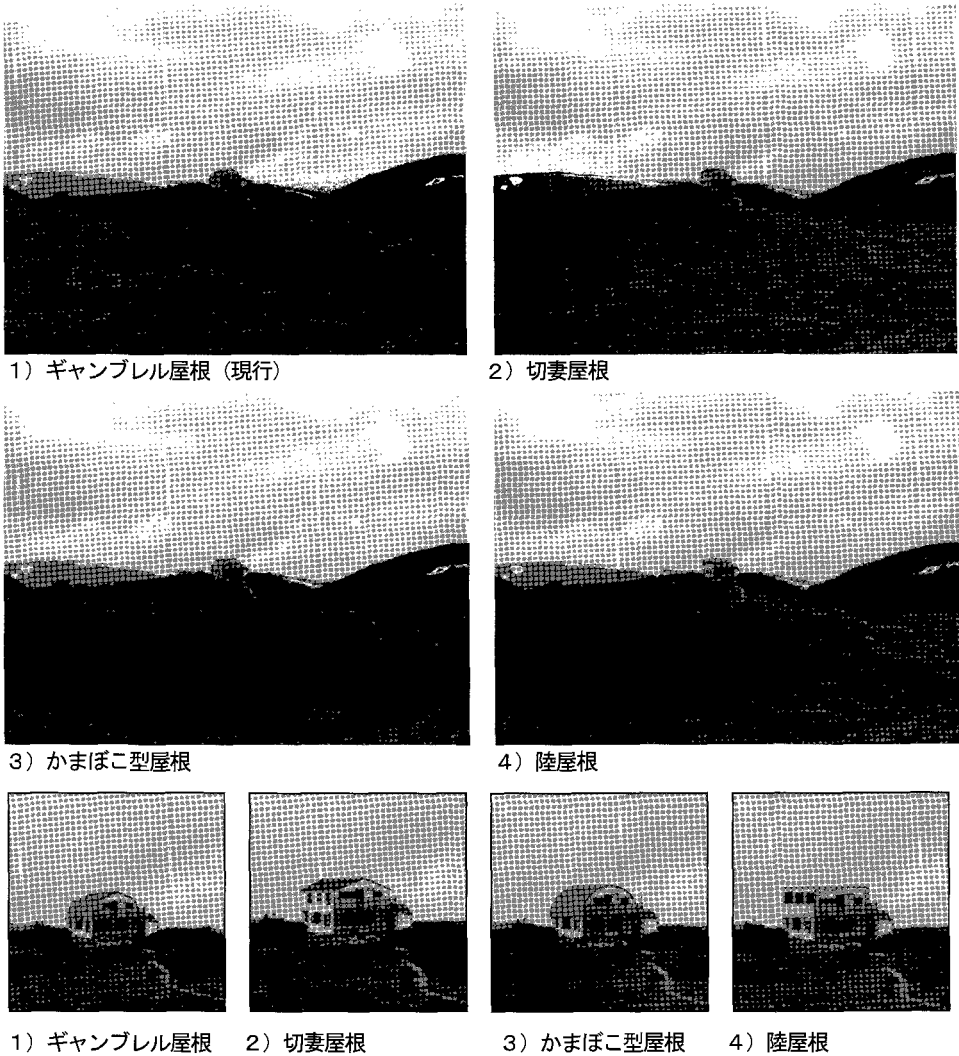


図4 アンケート票に使用したシミュレーション画像
(下図の画像は建物部分を拡大したもの)

明らかにするため、回答者の基本的な属性（年齢、性、登山歴）を聞いた。3つめは、登山に関する事項を聞いた。具体的には、今回の登山計画内容、登山に対する準備、安全配慮、自然公園行政に関する知識、山小屋に求めるサービスである。

2-4 留置法によるアンケート調査の実施

まずアンケート調査を実施する前に、2008（平成20）年7月27日から8月10日まで予備調査を実施した。質問項目は本調査と同様の内容であるが、シミュレーション画像を現地にて拙速的に作成したため、「切妻屋根」に関してやや違和感

が生じた。予備調査の結果を踏まえ、回答の偏りなどが生じないように、再度シミュレーション画像の作成と画像の順番を入れ替えるなどアンケート票を改善した。本調査を雲ノ平山荘及び近隣の三俣山荘の2カ所で留置方式にて実施した。留め置き期間は、2008（平成20）年8月12日から10月13日（小屋開設期間）までとした。

2-5 解析方法

回答が得られたアンケート票は、エクセルを用いて結果を入力し、各質問に対する回答人数と割合を算出した。あわせて、屋根形状、留置場所、

シミュレーション画像の順番替えによる景観評価の差異の有無を明らかにするため、留置場所、屋根形状、シミュレーション画像の順番替え、の3因子を独立変数とし、5つ景観評価項目を従属変数として、三元配置分散分析を行った。

次に評定尺度法および順位法による景観評価の結果について、シミュレーション画像で作成した4つの屋根形状別に比較を行った。

最後に景観評価と被験者の属性との関係性を明らかにするため、主成分分析を行い、被験者のグ

ループ分けを行った。分類されたグループを用いて、アンケート票で設問した「登山に対する準備」、「安産配慮」及び「山小屋に求めるサービス」に対し、主成分分析及びコレスポネンス分析を行い、属性の特徴の可視化を試みた。なお一連の統計解析には、IBM SPSS Statics 22.0を用いた。

3. 結果及び考察

3-1 アンケート調査の結果

アンケート調査の結果を表1に示した。有効件

表1 アンケート調査の結果

属性	人	割合	属性	人	割合	登山の計画・安全配慮	人	割合		
調査地	雲ノ平山荘	75	68%	宿	小屋泊	83	75%	登山ガイドブック	74	67%
	三俣山荘	35	32%	泊	テント泊	10	9%	インターネット	51	46%
年齢	10代	9	8%	形態	両方	15	14%	山岳雑誌	40	36%
	20代	19	17%	未回答	未回答	2	2%	市町村や山小屋に問い合わせ	17	15%
	30代	13	12%	日数	2泊3日	10	9%	テレビ	4	4%
	40代	12	11%		3泊4日	33	30%	山を紹介した市販のDVD・VHS	2	2%
	50代	17	15%		4泊以上	27	25%	市販の山岳地図	91	83%
	60代	32	29%		5泊	14	13%	国土地理院発行の地形図	43	39%
	70代以上	4	4%		6泊	12	11%	市販のガイドブック	32	29%
未回答	4	4%		7泊以上	13	12%	参照したホームページの印刷物	7	6%	
性別	男	76	69%	未回答	1	1%	小型GPS受信機	4	4%	
	女	32	29%	構成	単独	32	29%	持参しなかった	2	2%
	未回答	2	2%		カップル・夫婦	13	12%	国立公園行政や山小屋に対する要望	人	割合
来訪回数	初めて	60	55%		家族	4	4%	・国立公園であること		
	2回目	24	22%		友人・知人	28	25%	知っている	83	75%
	3回目	21	19%		ツアー	13	12%	知らなかった	24	22%
	未訪問(これから訪れる)	4	4%		部活動	15	14%	未回答	3	3%
	未回答	1	1%		その他	4	4%	・国有林であること		
住所	東北	3	3%	未回答	1	1%	知っている	65	59%	
	関東	55	50%	登山の計画・安全配慮	人		知らなかった	42	38%	
	北陸・甲信越	12	11%		折立	60	55%	未回答	3	3%
	東海	17	15%		新穂高温泉	25	23%	・山岳地の植生復元活動について		
	近畿	15	14%	入山口	上高地	12	11%	知らない	53	48%
	中国・四国	4	4%		高瀬ダム	5	5%	知っている	49	45%
	九州	2	2%		室堂	6	5%	参加している	4	4%
未回答	2	2%		未回答	2	2%	未回答	4	4%	
登山歴	5年未満	18	16%	来訪理由	山行計画上の通り道	26	24%	・山小屋のトイレは環境に配慮したバイオトイレにするべき		
	5年以上10年未満	25	23%		羨望の地だから	26	24%	強く思う	56	51%
	10年以上15年未満	18	16%		日本最後の秘境と言われているから	21	19%	そう思う	28	25%
	15年以上20年未満	11	10%		色々な庭園の名がっているから	5	5%	どちらともいえない	19	17%
	20年以上30年未満	8	7%		今回訪れる予定はない	4	4%	そう思わない	4	4%
	30年以上40年未満	11	10%		その他	22	20%	全く思わない	0	0%
	40年以上	15	14%		未回答	6	5%	未回答	3	3%
未回答	4	4%	保険	加入していない	42	38%	・クリーンエネルギーによる発電もするべきである			
百名山について	数えたことがある	61	55%	険	山岳保険に加入	40	36%	強く思う	44	40%
	90座以上登頂	12	20%	加	傷害保険に加入	25	23%	そう思う	45	41%
	50座以上90座未満	19	31%	入	未回答	3	3%	どちらともいえない	11	10%
	50座未満	30	49%		提出した	78	71%	そう思わない	1	1%
	数えたことがない	46	42%	登山	しなかった	24	22%	全く思わない	5	5%
聞いたことがない	1	1%	届	分からなかった	0	0%	未回答	4	4%	
未回答	3	3%		登山届の存在を知らなかった	0	0%	登山道の概況情報	74	67%	
山岳会への入会の有無	入会していない	73	66%	エ	検討した	87	79%	テレビ	59	54%
	入会している	36	33%	ルス	検討しなかった	18	16%	携帯電話の電波中継塔の設置	43	39%
	(社)日本山岳会	3	8%	ト	ツアーに参加しているのによく分からない	1	1%	公衆電話	29	26%
	日本勤労者山岳連盟	4	11%	ト	言葉自体初めて聞いた	0	0%	山小屋のホームページ	30	27%
	(社)日本山岳協会	1	3%	未回答	4	4%	自然解説	27	25%	
	日本アルパイン協会	0	0%	予	設定した	63	57%	携帯電話の充電	20	18%
	地元山岳会	12	33%	設	設定していない	22	20%	宿泊予約	17	15%
	その他	16	44%	定	天候次第では設定する	21	19%	風呂	18	16%
	未回答	1	1%	日	ツアーに参加しているの設定がない	4	4%	夏山診療所	17	15%
	単独	33	30%	設備	未回答	0	0%	個室	13	12%
2人	26	24%	非常時	携帯電話	92	84%	オリジナルグッズ販売	9	8%	
3~4人	16	15%	手段	発光器(ヘッドライトなど)	83	75%	生ビール販売	7	6%	
5~9人	12	11%	通	呼び子(笛)	43	39%				
10人以上	20	18%		仲間(ツアー会社)が準備	12	11%				
未回答	3	3%		鏡	11	10%				
				アマチュア無線	8	7%				

N = 110

注1) 一部の質問項目で回答方法に複数選択を設けたため、割合の合計が100%とならない。

数は110件であった。これを見ると、雲ノ平山荘及び三俣山荘を訪れる登山者像は以下の通りになる。まず属性については、約半数が50代以上の中高年層であり、山行人数は単独あるいは2名が半数を占める。半数の人が雲ノ平を初めて訪れる登山者である。居住地は、関東が半数を占める。山岳会については、6割の人が未入会であった。

次に、登山計画や安全配慮について、5割の登山者が何らかの保険に加入しているものの、約3割が未加入であった。登山届は7割が提出しているものの、3割弱は未提出である。非常時の通信手段として、8割の人が携帯電話を挙げていた。山行中の位置確認に8割の登山者が市販の山岳地図を持参している一方で、何も持参していない登山者が少数だが存在していた。

最後に自然公園行政に関する知識や山小屋に求めるサービスや対する要望について、7割以上の人は雲ノ平が国立公園に指定されていること知っているが、国有林内であることについては5割程度に留まる。バイオトイレやクリーンエネルギーによる発電の導入については、7～8割の人が導入すべきと回答している。山小屋に求めるサービスについては、登山道の概況情報を求める声が一番多く、次いで気象情報の入手手段としてテレビの放映を挙げていた。

3-2 三元配置分散分析の結果

屋根形状、留置場所、シミュレーション画像の順番替えの3因子を用いて、これら3因子を独立変数とし、5つの景観評価項目（「調和性」、「目立ち度」、「違和感」、「好ましさ」、「親しみやすさ」）を従属変数として、景観評価項目毎に三元配置分散分析を行った（表2）。

いずれの景観評価項目において、3つの因子の交互作用を見ると、有意（ $P < 0.05$ ）を示さなかった。すなわち、シミュレーション画像に用いた屋根形状の違い、留置場所による違い及びシミュレーション画像の順番替えにより、5つの景観評価毎の母平均に差があるとは言えなかった。したがって、110件のデータについて、同列に扱い、以降の解析を進めた。

表2 景観評価毎にみる三元配置分散分析の結果

従属変数:	調和性				
ソース	タイプ III 平方和	自由度	平均平方	F値	有意確率
修正モデル	478.396a	12	39.866	26.746	0.000
切片	4358.181	1	4358.181	2923.918	0.000
留置場所	0.149	1	0.149	0.1	0.752
屋根形状	418.701	3	139.567	93.636	0.000
順番替え	1.22	1	1.22	0.818	0.366
留置場所*屋根形状	3.884	3	1.298	0.884	0.460
留置場所*順番替え	0.084	1	0.084	0.063	0.802
屋根形状*順番替え	7.869	3	2.626	1.719	0.164
エラー	463.554	311	1.491		
合計	6094	324			
修正総和	941.951	323			

a. R2 乗 = .508 (調整済み R2 乗 = .489).

従属変数:	目立ち度				
ソース	タイプ III 平方和	自由度	平均平方	F値	有意確率
修正モデル	40.190a	12	3.349	1.74	0.058
切片	4184.426	1	4184.426	2173.819	0.000
留置場所	0.035	1	0.035	0.018	0.893
屋根形状	21.926	3	7.309	3.797	0.011
順番替え	1.67	1	1.67	0.867	0.352
留置場所*屋根形状	1.158	3	0.386	0.201	0.896
留置場所*順番替え	0.085	1	0.085	0.044	0.834
屋根形状*順番替え	7.819	3	2.606	1.354	0.257
エラー	598.65	311	1.925		
合計	5570	324			
修正総和	638.84	323			

a. R2 乗 = .063 (調整済み R2 乗 = .027).

従属変数:	違和感				
ソース	タイプ III 平方和	自由度	平均平方	F値	有意確率
修正モデル	508.413a	12	42.368	29.368	0.000
切片	4182.877	1	4182.877	2899.481	0.000
留置場所	0.975	1	0.975	0.676	0.412
屋根形状	435.373	3	145.124	100.597	0.000
順番替え	5.01	1	5.01	3.473	0.063
留置場所*屋根形状	4.081	3	1.36	0.943	0.420
留置場所*順番替え	0.039	1	0.039	0.025	0.875
屋根形状*順番替え	3.482	3	1.168	1.031	0.379
エラー	448.658	311	1.443		
合計	5943	324			
修正総和	957.071	323			

a. R2 乗 = .531 (調整済み R2 乗 = .513).

従属変数:	好ましさ				
ソース	タイプ III 平方和	自由度	平均平方	F値	有意確率
修正モデル	491.845a	12	40.987	27.913	0.000
切片	4565.452	1	4565.452	3109.212	0.000
留置場所	0.037	1	0.037	0.025	0.874
屋根形状	440.176	3	146.725	99.924	0.000
順番替え	0.436	1	0.436	0.297	0.586
留置場所*屋根形状	3.271	3	1.09	0.777	0.533
留置場所*順番替え	0.368	1	0.368	0.251	0.617
屋根形状*順番替え	3.84	3	1.28	0.804	0.483
エラー	456.661	311	1.468		
合計	6310	324			
修正総和	948.506	323			

a. R2 乗 = .519 (調整済み R2 乗 = .500).

従属変数:	親しみ				
ソース	タイプ III 平方和	自由度	平均平方	F値	有意確率
修正モデル	555.370a	12	46.281	30.101	0.000
切片	4674.714	1	4674.714	3040.397	0.000
留置場所	0.006	1	0.006	0.004	0.949
屋根形状	490.254	3	163.418	106.286	0.000
順番替え	0.681	1	0.681	0.443	0.506
留置場所*屋根形状	5.803	3	1.934	1.258	0.283
留置場所*順番替え	0.006	1	0.006	0.004	0.949
屋根形状*順番替え	0.868	3	0.289	0.194	0.933
エラー	478.173	311	1.538		
合計	6526	324			
修正総和	1033.543	323			

a. R2 乗 = .537 (調整済み R2 乗 = .519).

網掛け部分：3つの因子の交互作用を表す。

3-3 シミュレーション画像を用いた景観評価の結果

シミュレーション画像で提示した4つの屋根形状について、5つの評価項目ごとに評定平均を求め、比較を行った（図5）。その結果、目立ち度を除き、調和性、違和感、好ましさ、親しみやすさの4項目において、陸屋根、切妻屋根、かまぼ

こ型屋根、ギャンブレ型屋根の順に評定平均が高くなった。目立ち度の評定平均について、4タイプの屋根に大きな差が生じなかった。これは、対象とした山荘の位置が、ちょうど高台に位置しており、被験者が屋根形状に問わず目立っていると評価したものと考えられる。

次に順位法による屋根形状の景観評価について、比較を行った(表3)。順位毎にみると、1位に選ばれたのは、51件のギャンブレ型屋根、2位は47件のかまぼこ型屋根、3位は59件の切妻屋根、4位は85件の陸屋根であった。あわせて、順位の平均値に有意な差を見るために、フリードマン検定を行った(表4)。その結果有意確率は0.00以下で、有意水準0.05より小さいため、屋

根形状間に有意な差が認められた。

3-4 主成分分析による被験者のグループ分け

被験者のグループ分けを行うため、順位法で得られたデータを用いて主成分分析を行った。先のアンケート調査で得られた110件のデータうち、未回答のデータを除いた88件のデータを使用した。解析にあたっては、行列の転置を行った。すなわち、列(変数)を被験者、行(サンプル)を屋根形状の順位データとした。通常、列(変数)を屋根形状の順位データとし、行(サンプル)を被験者とするが、被験者のグループ分けを目的としているため行列の転置を行った²⁴⁾。

解析結果を図6及び表5に示す。第2主成分までの累積寄与率が88.50%であった。因子負荷プロットは、被験者毎の因子負荷量をプロットしたグラフであり、順位づけが似たもの同士が近くに位置することとなる。プロットの位置関係より、Type I、Type II、Type IIIの3グループに分ける

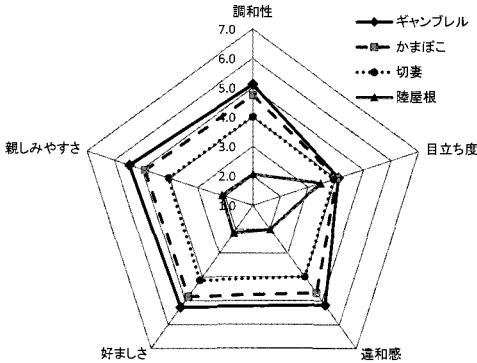


図5 景観評価のレーダーチャート図

表3 フォトモンタージュ画像を用いた順位法による屋根形状の景観評価

順位	ギャンブレ型 屋根 (現行)	かまぼこ型 屋根	切妻屋根	陸屋根
1位	51	21	15	1
2位	27	47	12	2
3位	9	20	59	0
4位	1	0	2	85
未回答	22	22	22	22
計	110	110	110	110

表4 フォトモンタージュ画像を用いた順位平均値に対するフリードマン検定の結果

順位	平均ランク	検定統計量	
		N	88
ギャンブレ型	1.55	カイ2乗	168.559
陸屋根型	3.92	自由度	3
かまぼこ屋根型	1.99	漸近有意確率	.000
切妻屋根型	2.55		

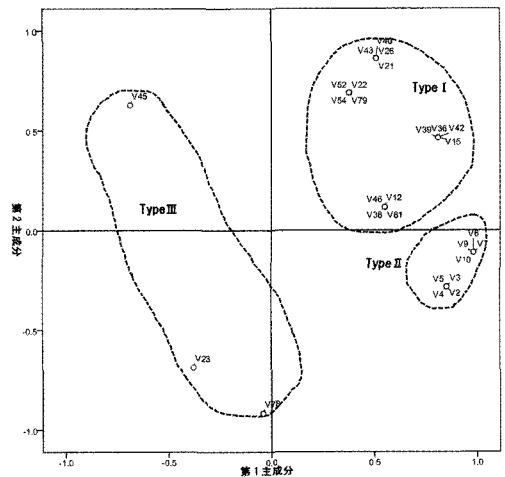


図6 行列転置後の主成分分析により算出した因子負荷プロットと被験者の属性分類(図中の数字は被験者番号を指す)

表5 行列転置後の主成分分析により算出した固有値と寄与率

	第1主成分	第2主成分
固有値	63.30	14.58
寄与率(%)	71.93	16.57
累積寄与率(%)	71.93	88.50

表6 グループ別にみた順位法による屋根形状の景観評価

順位	ギャンブル型屋根 (現行)	かまぼこ型 屋根	切妻屋根	陸屋根	グループ 毎の合計
Type I	1位	42	15	0	57
	2位	15	42	0	
	3位	0	0	57	
	4位	0	0	0	
Type II	1位	8	4	14	26
	2位	10	4	12	
	3位	8	18	0	
	4位	0	0	0	
Type III	1位	0	1	1	3
	2位	1	0	0	
	3位	1	2	0	
	4位	1	0	2	
					計
					86

ことができた。なお被験者を変数として用いたため、第1及び第2主成分(軸)の解釈は行わなかった。主成分分析は、変数どうしの類似性を距離に置き換え、多変量の持つ情報を要約する解析方法である。ここでは、行列の倒置を行ったため、被験者を変数となっている。そのため被験者1件1件には、要約後の解釈に必要な変量の意味や形容詞などを持たないからである。

3グループ毎にみた順位法による屋根形状の景観評価について比較を行った(表6)。これを見ると、Type Iにおいて1位に選ばれているのは、42件のギャンブル型屋根であり、2位は42件のかまぼこ型屋根、3位は57件の切妻屋根、4位は57件の陸屋根であった。Type Iの特徴は、1位、2位において、ギャンブル型屋根かかまぼこ型屋根で評価が分かれているものの3位、4位はすべて同じ回答になっている。ギャンブル型屋根もかまぼこ型屋根も妻方向から見ると、丸み(膨らみ)をもった屋根となる。Type Iは丸みをもつ屋根に好印象を持っているグループといえる。

Type IIでは、1位に選ばれているのは14件の切妻屋根であった。2位も12件の切妻屋根であった。3位は18件のかまぼこ型屋根、4位は26件の陸屋根であった。Type IIの特徴は、1位及び2位ともに切妻屋根が選ばれている。山小屋も含め木造建築物の典型的な屋根形状である切妻屋根に好印象を持っているグループといえる。

Type IIIは、3件であった。1位にはギャンブル型屋根以外が1件ずつ選ばれている。2位は2件の陸屋根であった。3位は2件のかまぼこ型屋根、4位は切妻屋根であった。Type IIIは、ギャン

ブル型屋根を好まず陸屋根のような箱型の建築物に好印象を持つグループであるといえる。

3-5 主成分分析及びコレスポネンス分析を用いたアンケート調査の被験者に関する属性の視覚化

アンケート調査の被験者の属性の特徴を視覚化するため、複数回答として設けた「登山の計画・安全配慮」より「非常時の通信手段」、「情報収集源」及び「位置確認」の3つを用いて(表1)、主成分分析及びコレスポネンス分析を行った。同様に「自然公園行政や山小屋に対する要望」より「山小屋に求めるサービス」を用いて(表1)、主成分分析及びコレスポネンス分析を行った。複数回答の各選択肢を変数と考え、選択している場合は1、選択していない場合は0とし、二値データとして解析を試みた。なお、各選択肢は表7の通り短縮表記し、以降の解析に使用した。

表7 質問項目「登山に対する準備」、「安全配慮」、「山小屋に求めるサービス」における短縮表示とその内容

項目	選択肢	短縮表記
非常時 通信手段	携帯電話	携帯電話
	アマチュア無線	アマチュア無線
	発光器(ヘッドライトなど)	発光器
	呼び子(笛)	笛
	鏡	鏡
	仲間(ツアー会社)が準備 その他	他人が準備 手段・他
情報収集源	インターネット	インターネット
	山岳雑誌	山岳雑誌
	山岳ガイドブック	情・ガイドブック
	市町村や山小屋に問い合わせ	問い合わせ
	山を紹介した市販のDVD・VHS	市販のDVD等
	テレビ その他	テレビ 情報源・他
位置確認	市販の山岳地図	市販地図
	国土地理院発行の地形図	地形図
	小型GPS受信機	GPS
	山岳ガイドブック	位・ガイドブック
	参照したホームページの印刷物	HPの印刷物
	持参しなかった その他	持参なし 位置確認・他
山小屋に求める サービス	風呂	同左
	個室	
	公衆電話	
	生ビール販売	
	オリジナルグッズ販売	
	テレビ	
	携帯電話の充電	
	電波中継塔	
	事前予約	
	夏山診療所	
ホームページ		
自然解説		
登山道の概況情報		

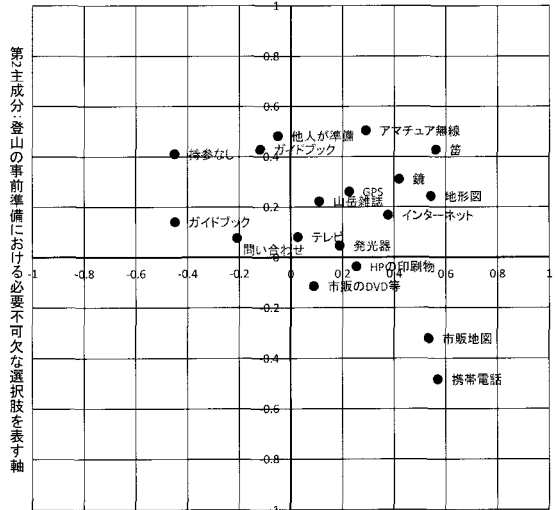
(1) 事前準備(「非常時の通信手段」、「情報収集源」、及び「位置確認」)に関する主成分分析及びコレスポネンス分析の結果
解析結果を図7から図9及び表8から表9に示

す。まず主成分分析の結果について表8を見ると、第2主成分までの累積寄与率が22.03%であった。図7より各主成分の解釈をすると、第1主成分は負の値に、非常時の通信手段より「他人が準備」、情報収集源より「ガイドブック」及び「問い合わせ」、位置確認より「ガイドブック」及び「持参なし」、がプロットされている。その他の選択肢はすべて正の値にプロットされている。負の値に位置する選択肢は、その内容から登山において事前に準備するものとしてマイナーな選択肢であると言え、正の値に位置する選択肢は、一般的な選

表8 固有値と寄与率

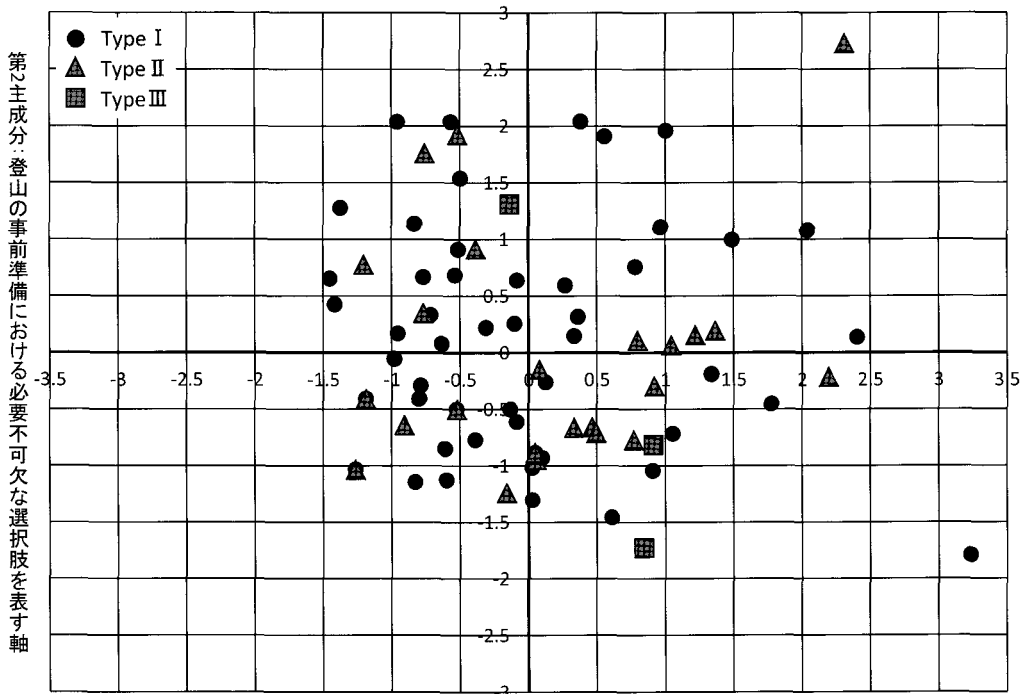
	第1主成分	第2主成分
	登山の事前準備における一般的な選択肢を示す軸	登山の事前準備における必要不可欠な選択肢を示す軸
固有値	2.26	1.71
寄与率(%)	12.55	9.49
累積寄与率(%)	12.55	22.04

因子抽出方法：主成分分析



第1主成分: 登山の事前準備における一般的な選択肢を示す軸

図7 因子負荷プロット



第1主成分: 登山の事前準備における一般的な選択肢を示す軸

(図中の数字は被験者番号を指す)

図8 主成分スコア散布図

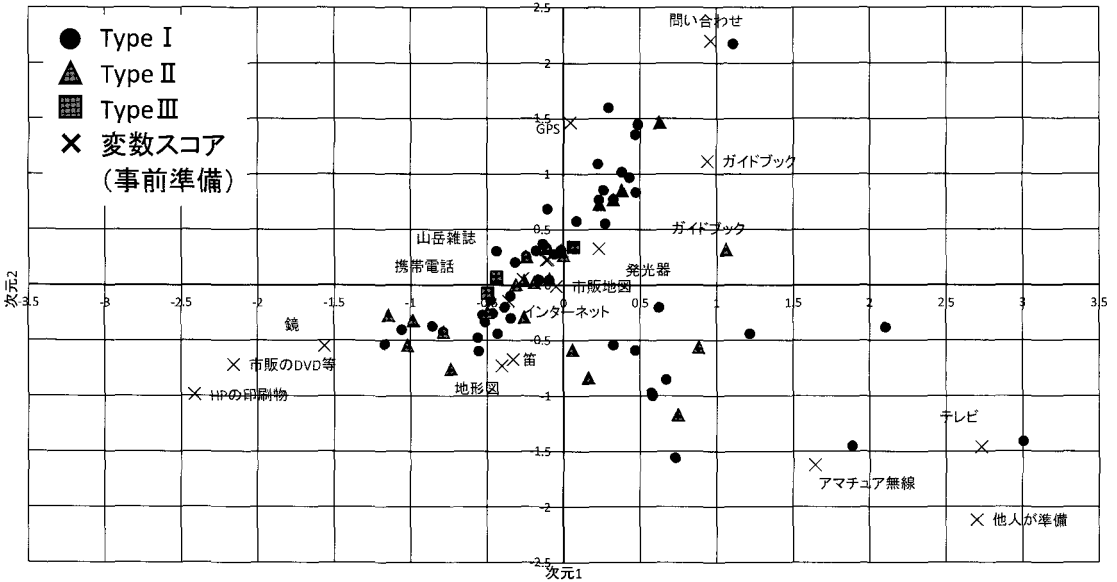


図9 変数スコア及びサンプル（被験者）スコアの布置図

表9 集約表

次元	特異値	要約イナナーシャ			イナナーシャの寄与率			信頼特異値	
		カイ2乗	有意確率	説明	累積	標準偏差	相関	?	
1	.455	.207		.121	.121	.044	.304		
2	.445	.198		.116	.236	.039			
3	.416	.173		.101	.337				
4	.397	.158		.092	.429				
5	.376	.141		.082	.512				
6	.363	.132		.077	.589				
7	.337	.114		.066	.655				
8	.324	.105		.061	.716				
9	.313	.098		.057	.773				
10	.307	.094		.055	.828				
11	.272	.074		.043	.872				
12	.259	.067		.039	.911				
13	.241	.058		.034	.945				
14	.209	.044		.026	.970				
15	.184	.034		.020	.990				
16	.132	.018		.010	1.000				
総計		1.714	850.234	1.000*	1.000	1.000			
a. 自由度1360									

択肢といえる。このことから、第1主成分は、「登山の事前準備における一般的な選択肢を示す軸」と名付けた。

次に第2主成分は、負の値に非常時の通信手段より「携帯電話」、位置確認より「市販地図」がプロットされている。その他の選択肢のほとんどは正の値にプロットされている。これらは、登山において必要不可欠な道具であり当然持参するものである。このことから、第2主成分は、「登山の事前準備における必要不可欠な選択肢を表す軸」と名付けた。

因子負荷プロットは、選択肢同士の関係の強さ

を視覚的に把握することができる。図7を見ると非常時の通信手段として「携帯電話」を選択する人は、位置確認の「市販地図」を選択（持参）していることが分かる。これは、登山において市販の山岳地図を持参することに加え、通話エリア有無は問わず普及が進んだ携帯電話を持参することはもはや当たり前であることを示している。

一方、「携帯電話」及び「市販地図」に対して対角線に非常時の通信手段より「他人が準備」と位置確認より「持参なし」が位置してした。因子負荷プロットにおいて、互いが選択されないもの同士が対角線上に付置される。したがって、「携帯電話」及び「市販地図」を選ぶ被験者は、「他人が準備」及び「持参なし」を選ばない傾向にある。「他人が準備」及び「持参なし」を選ぶ被験者は、どちらかといえば他者任せあるいは準備不足な登山者であると言える。

次にコレスポネンス分析の結果について述べる。コレスポネンス分析では、イナナーシャの寄与率が各次元（各主軸）において元の情報（データ）をどの程度説明しているかを示す。表9をみると、2次元までのイナナーシャの寄与率の累積値が23.6%であった。これは元のデータの情報の約2割弱が集約されたことを示す。さらに、各次元の得点をプロットした図が布置図となる（図9）。

近くに位置するもの同士は分布（回答の傾向）が似ていることを表す。また、原点近くに位置するものは、特徴のない平均的なもの、すなわちよく選択される選択肢を表す。非常時の通信手段より「携帯電話」及び「発光器」、情報収集源より「インターネット」、「山岳雑誌」及び「ガイドブック」、位置確認より「市販の山岳地図」、が平均的な選択肢であった。

一方、原点より遠い位置にある選択肢は、選択されないものであることを示す。非常時の通信手段より「アマチュア無線」及び「他人が準備」、情報収集源より「問い合わせ」、「市販のDVD等」及び「テレビ」、位置確認より「HPの印刷物」は、あまり選択されない選択肢であった。その内容も現在使用頻度が低いものや登山に関する情報量がすくないものであり、結果登山者自身が選択しないものと考えられる。

最後に、主成分スコア散布図（図8）と変数スコア及びサンプル（被験者）スコアの布置図（図9）（以下、布置図とする）について、先に得られた3タイプのグループを用いてグループ毎の特徴についてみた。

Type Iについて、主成分スコア散布図を見ると第1主成分及び第2主成分いずれの軸においても分散傾向にあった。次に布置図を見ると、原点に周辺にプロットされる被験者がいる一方で、原点から離れて「アマチュア無線」、「他人が準備」及び「テレビ」の変数スコアに近い位置にプロットされる被験者も見受けられた。以上のことを統合してType Iの特徴を述べると登山の事前準備において、マイナーなものを選択（準備）する人と一般的なものを準備する人が混在する登山者のグループといえる。

Type IIについて、主成分スコア散布図を見ると第1主成分においては正の値にプロットされている数が比較的多かった。第2主成分においては負の値にプロットされる数が比較的多かった。次に布置図を見ると、Type Iと同様な傾向が見られた。以上のことを統合してType IIの特徴を述べると、登山の事前準備において一部マイナーなものを選択（準備）する人がいるものの、おおむね一般的なものでかつ必要不可欠なものを準備するいわゆる一般的な登山者のグループといえる。

Type IIIについて、主成分スコア散布図を見るとType IIと同様に第1主成分においては正の値にプロットされている数が多かった。第2主成分においては負の値にプロットされる数が多かった。次に布置図を見ると、すべて原点に近い位置にプロットされている。以上のことを統合してType IIIの特徴を述べると、一般的なものでかつ必要不可欠なものを準備する一般的な登山者のグループといえる。

(2) 山小屋に求めるサービスに関する主成分分析及びコレスポンデンス分析の結果

解析結果を図10から図12及び表10から表11に示す。まず主成分分析の結果について、表8をみると第2主成分までの累積寄与率が28.00%であった。図10より各主成分の解釈をみると、第1主成分は、自然解説の除きすべての選択肢が正の値にプロットされている。したがって、山小屋に求めるサービスの総合指標の軸と名付けた。第2主成分は、負の値に「風呂」、「携帯電話の充電」、「テレビ」、「生ビールの販売」など、物的サービスの内容となっている。一方、正の値には、「自然解説」、「夏山診療所」、「ホームページ」、「登山道の概況情報」、「事前予約」など人的サービスの内容となっている。したがってサービス内容（物的サービスか人的サービスか）を示す軸と名付けた。

図11の因子負荷プロットを見ると、「携帯電話の充電」、「テレビ」、「風呂」、「電波中継塔」を選択する人は、対角線上に位置する「自然解説」、「夏山診療所」、「登山道の概況情報」などは選択しない傾向にある。物的サービスを求める人は人的サービスを求めない傾向にあり、その逆もしかりである。物的サービスを求める人は、山小屋に対して下界とかわらないサービスや機能を求めるのに対し、人的サービスを求める人は自然の享受や安全面を重視する内容を山小屋に求めているといえる。次にコレスポンデンス分析の結果について述べる。表11をみると2次元までのイナーシャの寄与率の累積値が27.5%であった。これは元のデータの情報の約3割を集約できていると言える。図12に示した各次元の得点をプロットした図を見ると、「山小屋に求めるサービス」におい

て、原点近くに布置された「登山道の概況情報」、「ホームページ」、「事前予約」、「テレビ」、「電波中継塔」が平均的な選択肢であった。

一方、原点より遠い位置にある選択肢は、「自然解説」、「個室」、「風呂」などはあまり選択されない選択肢であった。その内容も認知度が低いものや、一部の山小屋では提供されているが物理的に実現不可能な内容のものが含まれており、結果登山者自身が選択しなかったものと考えられる。

最後に主成分スコア散布図(図11)と布置図(図12)について、先に得られた3タイプのグループを用いてグループ毎の特徴についてみた。

Type I について、主成分スコア散布図を見ると第1主成分において分散傾向にあった。第2主

成分については、比較的正の値にプロットされる数が多かった。次に布置図を見ると、原点に周辺にプロットされる被験者がいる一方で、原点から離れて「個室」、「風呂」及び「生ビールの販売」の変数スコアに近い位置にプロットされる被験者

表 10 固有値及び寄与率

	第1主成分	第2主成分
山小屋に求めるサービスの総合指標の軸		サービス内容(物的サービスか人的サービスか)を示す軸
固有値	1.88	1.76
寄与率(%)	14.49	13.52
累積寄与率(%)	14.49	28.00

因子抽出方法：主成分分析

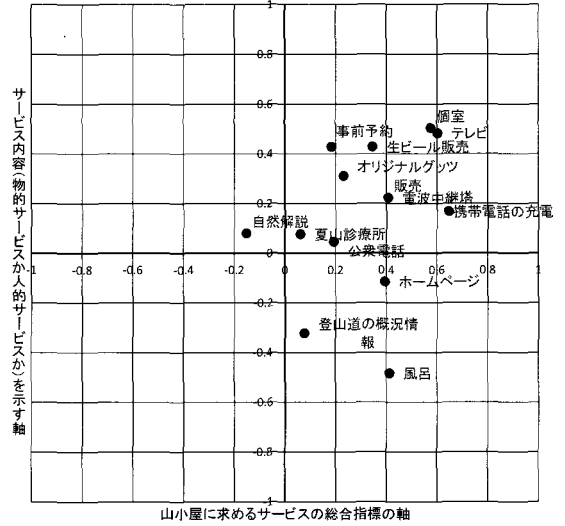
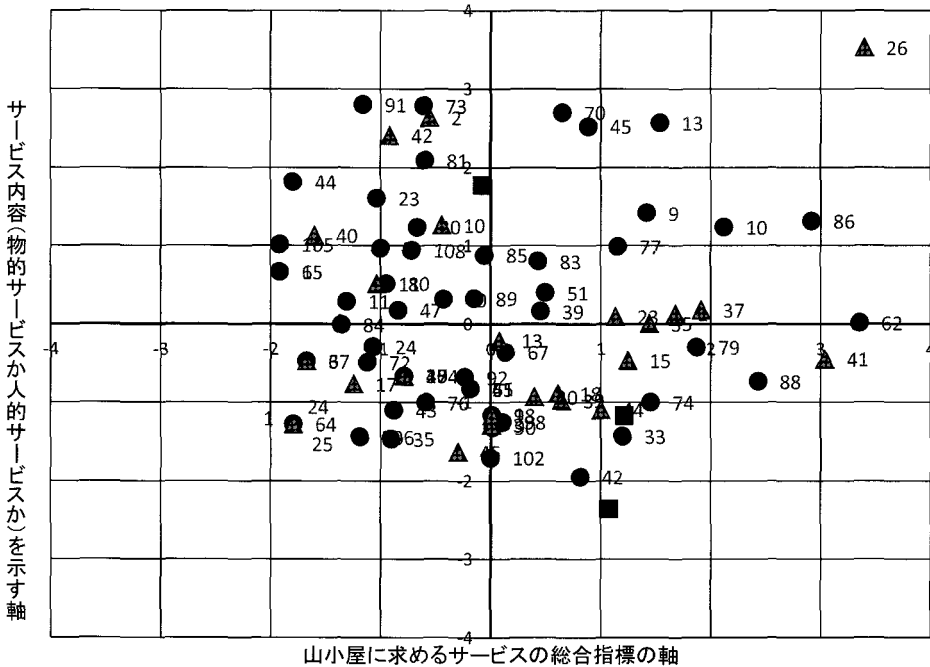


図 10 因子負荷プロット



(図中の数字は被験者番号を指す)

図 11 主成分スコア散布図

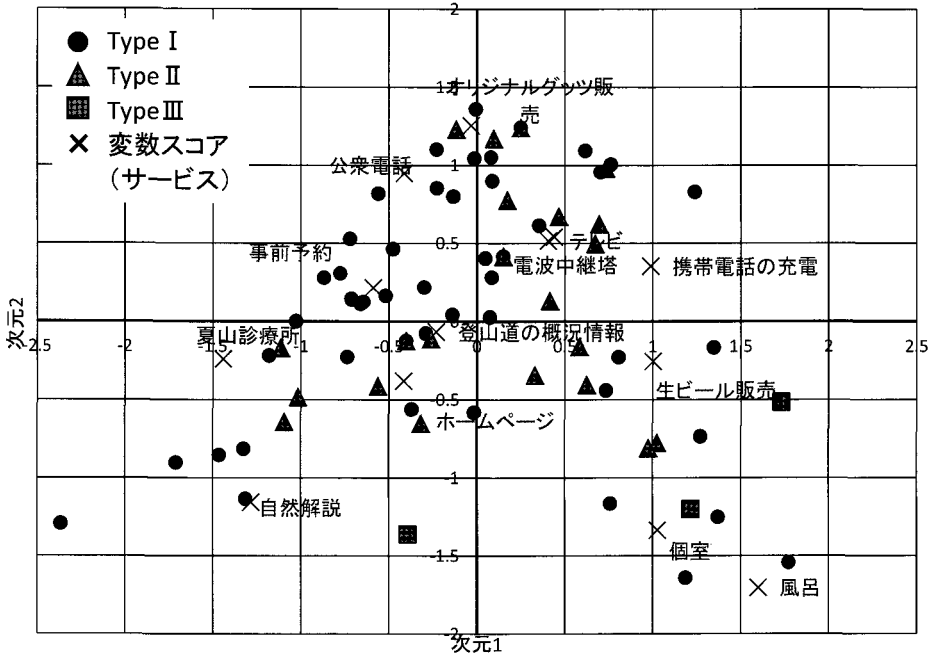


図 12 変数スコア及びサンプル（被験者）スコアの布置図

表 11 集約表

次元	契約イナ-		イナ-シャの寄与率			信頼特異値	
	特異値	シヤ	カイ2乗	有意確率	説明	累積	標準偏差
1	.577	.332			.146	.146	.037
2	.540	.291			.128	.275	.038
3	.493	.243			.107	.382	
4	.483	.233			.103	.485	
5	.462	.214			.094	.579	
6	.433	.187			.082	.661	
7	.418	.175			.077	.738	
8	.400	.160			.070	.809	
9	.385	.148			.065	.874	
10	.322	.104			.046	.920	
11	.313	.098			.043	.963	
12	.290	.084			.037	1.000	
総計	2.270	.692237	1.000 ^a	1.000	1.000		

a: 自由度1020

も見受けられた。以上のことを統合して Type I の特徴を述べると山小屋に求めるサービスについて、「物的サービス」を求める人と「人的サービス」を求める人が混在する登山者のグループといえる。

Type II について、主成分スコア散布図を見ると第 1 主成分においては負の値にプロットされている数が比較的多かった。第 2 主成分においては正の値にプロットされる数が比較的多かった。次に布置図を見ると、Type I と同様な傾向が見られた。以上のことを統合して Type II の特徴を述べると、山小屋に求めるサービスについて「物

的サービス」を求める登山者のグループといえる。

Type III について、主成分スコア散布図を見ると第 1 主成分においては正の値にプロットされている数が多かった。第 2 主成分においては負の値にプロットされる数が多かった。次に布置図を見ると、すべて原点から遠い位置にプロットされている。以上のことを統合して Type III の特徴を述べると、マイナーな（あまり一般的ではない）「物的サービス」を求める登山者のグループといえる。

4. まとめ

本研究では、周囲の景観に調和する山小屋の屋根形状に関して、登山者を対象としたアンケート調査による景観評価より明らかにした。具体的には以下の 3 点を明らかにすることができた。

①アンケート調査による景観評価より、登山者は現行の「ギャンブレ型」屋根が最も雲ノ平の景観に調和していると評価しており、このことから「ギャンブレ型」屋根が雲ノ平の景観にふさわしい山小屋の屋根の形状であることが示唆された。したがって雲ノ平において、新築また増改築で山小屋の屋根の形状を検討する際、自然景観に配慮するならば現行の「ギャンブレ型」屋根の

形状にすることが望ましいといえる。

②順位データによる屋根形状の景観評価を用いた主成分分析の結果より、被験者のグループを3タイプに分けることができた。Type Iは、現在の雲ノ平山荘の屋根形状である「ギャンブレ型」を好印象にもつグループ、一方、Type IIは、多くの山小屋で見られる屋根形状の一つである「切妻屋根」を好印象にもつグループ、Type IIIはその他グループであった。

③アンケート調査にて設問した「非常時の通信手段」、「情報収集源」、「位置確認」及び「山小屋に求めるサービス」を用いて、主成分分析及びコレスポネンス分析の結果から3タイプに分類された属性の特徴を明らかにした。

Type Iは、登山の事前準備において、マイナーなものを準備する人と一般的なものを準備する人が混在するグループであった。山小屋に求めるサービスについても「物的サービス」を求める人と「人的サービス」を求める人が混在する登山者のグループであった。

Type IIは、登山の事前準備においておおむね一般的なものでかつ必要不可欠なものを準備する一般的な登山者のグループであった。山小屋に求めるサービスについては、「物的サービス」を求める。Type IIIは、登山の事前準備において一般的なものでかつ必要不可欠なものを準備する一般的な登山者のグループである一方、山小屋に求めるサービスについては、あまり一般的ではない「物的サービス」を求める登山者のグループであった。

しかし、以下の2点が本研究の限界である。

1. アンケート調査にて設問した「登山に対する準備」、「安全配慮」、及び「山小屋に求めるサービス」を用いた主成分分析及びコレスポネンス分析の累積固有値ないしシャの累積寄与率が高くなく、統計的に十分なデータの集約に至っていない、2. 順位データによる屋根形状の景観評価を用いた主成分分析の結果より得られた3タイプのグループのうち、Type Iについて複数の属性が混在している。以上2点を含め、登山者の属性を的確に把握する分析手法の検討や他の山岳地域における事例などの蓄積が求められる。

謝辞

内田治氏（東京情報大学）には、アンケート票の作成から統計解析に至るまで、適切なアドバイスをいただきました。深謝申し上げます。フォトモンタージュ画像の作成では、東京情報大学の地理情報システム研究室の学生の皆さんにアドバイスをいただきました、お礼申し上げます。

アンケート調査実施にあたり、三俣山荘事務所の伊藤二郎氏（雲ノ平山荘小屋主）には多大なるご理解御協力を賜った、深くお礼申し上げます。

註

- 1) この地図は、基盤地図情報 数値標高モデル 10m メッシュ（国土地理院）を用いて作成した。
- 2) GIMP2.2：オープンソースで開発されている無償の画像処理ソフト <<http://www.gimp.org/>>

引用文献

- 1) 環境省自然環境局国立公園課監修、自然公園実務必携、中央法規、東京：、2011
- 2) 梅干野成央、山岳科学ブックレット No.10 山岳に生きる建築－日本の近代登山と山小屋の建築史－、信州大学山岳科学総合研究所、松本、79pp、2013
- 3) 山形県環境エネルギー部、自然公園の区域内における風力発電施設の設置状況、URL<<http://www.pref.yamagata.jp/ou/kankyoenergy/050015/kikaku/kankyo-singikai/H23-goudoubukai/sankou2.pdf>>、更新日 2011.11 参照日 2015.7.6
- 4) 平瀬有人・長森博人・古谷誠章、山岳地建築の空間構成に関する研究（その1）－北アルプスにおける山小屋建築を事例として－、日本建築学会大会学術講演梗概集（近畿）：1113-1114、2005
- 5) 長森博人・平瀬有人・古谷誠章、山岳地建築の空間構成に関する研究（その2）－山小屋建築の配置計画に関して－、日本建築学会大会学術講演梗概集（近畿）：1115-1116、2005
- 6) 坪沼一希・佐々木朋恵・古谷誠章・平瀬有人・高田清之介、避難小屋研究－その形態と立地

- 環境の関係性一、日本建築学会大会学術講演梗概集（関東）：421-422、2006
- 7) 梅千野成央・土本俊和・小森裕介、近代登山の普及における山小屋の建設過程 ウォルター・ウェストンの槍ヶ岳山行経路付近に開設された山小屋を事例として、日本建築学会計画系論文集 76 (656)：211-220、2011
 - 8) 麻生恵・進士五十八・永嶋正信・西川生哉・児玉晃、風景地建築の色彩基準の設定に関する研究、造園雑誌 47 (2)：87-111、1983
 - 9) 藤田辰一郎・古谷勝則・斎藤馨・油井正昭、自然景観地における建築物のファサードタイプと色彩との調和に関する研究、造園雑誌 53 (5)：239-294、1989
 - 10) 伊藤正一、定本 黒部の山賊 アルプスの怪、山と溪谷社、東京、208-209、2014
 - 11) 熊谷洋一・柳瀬徹夫、景観アセスメントにおける評価構造の研究、造園雑誌 48 (5)：252-257、1985
 - 12) 篠原修編、増補改訂版 景観用語事典、彰国社、東京、p43、2008
 - 13) 花畑日尚、尾瀬：ヤマケイアルペンガイド3、山と溪谷社、東京：149-155、2009
 - 14) 山岳写真 ASA・長沢洋、奥多摩・奥秩父：ヤマケイアルペンガイド4、東京：212-216、2009
 - 15) 三宅岳、丹沢：ヤマケイアルペンガイド5、山と溪谷社、東京：178-183、2009
 - 16) 佐々木享、八ヶ岳：ヤマケイアルペンガイド6、山と溪谷社、東京：155-162、2008
 - 17) 渡辺幸雄、槍・穂高連峰：ヤマケイアルペンガイド7、山と溪谷社、東京：162-170、2008
 - 18) 星野秀樹、劔・立山連峰：ヤマケイアルペンガイド8、山と溪谷社、東京：166-175、2008
 - 19) 中西俊明、白馬・後立山連峰：ヤマケイアルペンガイド9、山と溪谷社、東京：156-162、2008
 - 20) 中西俊明・山下春樹、南アルプス：ヤマケイアルペンガイド10、山と溪谷社、東京：192-200、2009
 - 21) 津野祐次・島田靖・梅典雅、中央アルプス・御嶽山・白山：ヤマケイアルペンガイド11、山と溪谷社、東京：192-199、2009
 - 22) 高橋信一、関東・越後の避難小屋：完全ガイド114、随想舎、宇都宮：151pp、2004
 - 23) 高橋信一、東北の避難小屋：完全ガイド150、随想舎、宇都宮：199pp、2005
 - 24) 内田治、主成分分析の基本と活用、日科技連、東京、174pp、2013

（受付：2015年7月16日）
（受理：2015年8月14日）

< 評論 >

GEORGE D. BUTLER のレクリエーション観と プレイグラウンド・レクリエーション運動の先駆者たち

高橋和敏¹

Butler's view on recreation concept, and the profiles American pioneers, related with him, for playground and recreation movements

Kazutoshi Takahashi¹

1. はじめに

まず初めにお断りしたい。先に掲載させていただいた評論（日本語「レクリエーション」の解釈をめぐって－経験知からの視点－、(レジャー・レクリエーション研究第73号、p7-p11)の続きが気になりになっていた。前回の評論を脱稿した直後は「今となっては、アメリカ人研究者が専門職に何らかの形で聴くことが良い」と思っていた。あれこれ考えを巡らせているうちに、NPAA (NATIONAL PLAYGROUND ASSOCIATION of AMERICA) から APRA (AMERICAN PLAYGROUND and RECREATION ASSOCIATION) への統合当時の機関誌類によって大まかなレクリエーション観を探ろうとした。すなわち1911年前後の時代である。内心は「若しかしたら、プレイ+レクリエーションという言葉が使われ出した当時のレクリエーション観を知ることが出来るか?」と、自分なりに推理して、期待してのことであった。約半年の間筆者の心は揺り続けた。ふと“GEORGE D. BUTLER 著の Introduction to Community Recreation (Second Edition - 1949-)”を再度検証することを思い立った。なぜなら、バトラー (GEORGE D. BUTLER) は、1911年は年齢的にも職業的にも最適な青年で、NPAA から NPRA に移行した経緯を体験し、著書に彼の思想が表れているのではないかと推測したからである。実は、ちょうど国

際基督教大学において筆者の直接の上司で、レクリエーションを教えてくださった故三隅達郎教授 (1899 ~ 1994) が、“レクリエーション総説”として、バトラーの第3版を日本語訳にしてあった。幸い余暇問題研究所にバトラーの第2版と第3版の訳本があるので、これらを見比べながら、早速取り掛かった。また、調べていくうちに、バトラーの考え方に影響を与えたと思われるプレイグラウンド (PLAYGROUND とレクリエーション (RECREATION) 運動推進先達や関係者たちが目に留まった。更にまた、「現在に近い頃の研究者のレクリエーション観はどうだったろうか?」と、文献を通して知りたくなった。たいへん衝動的で欲張りだと自分でも思っている。そのようなわけで、本評論を記すに至った。

2. バトラー文献の概要とその訳本レクリエーション総説とは

ここでは、バトラーの文献と三隅訳本のあらましを紹介することにしよう。

(1) バトラー文献

大別して7部の分厚い (568 ページ) 書籍である。すなわち、I レクリエーション－その性格、範囲と意義、II リーダーシップ、III 地域と施設、IV 活動とプログラム立案、V 地域・施設の運営、

1 東海大学名誉教授 Professor Emeritus, Tokai University
余暇問題研究所顧問 Advisor, Japan Institute of Leisure Services and Education
日本レジャー・レクリエーション学会顧問 Advisor, Japan Society of Leisure and Recreation Studies

VI プログラムの種類とサービス、VII 組織と管理上の諸問題であって、全体で 34 章、568 ページの大作である。McGRAW-HILL BOOK COMPANY, INC. から出版、されている。まさにアメリカにおける公共レクリエーションを網羅するテキストと言えよう。^{註1)}

(2) 三隅訳本

レクリエーション総説は、バトラーの三隅教授宛の謝意(1962年2月21日付)が載せられおり、訳者としての三隅は「昭和24年6月であった。当時占領軍司令部(GHQ)労働部に勤務されていた知友J・D・フーパー氏(米国労働省勤務)が帰国にあたって、記念として取り寄せてくれたのが本書(Introduction to Community Recreation)の第2版であった。当時入手困難であったアメリカの図書、しかもレクリエーションに関する図書をもらい、私は夢中になって読み、また、友人にも貸したりして喜びを分かち合ったことであった。」と、その冒頭(p4)に述べていた。これも645ページの分厚い訳本である。ベースボール・マガジン社の出版、日本語訳としてアメリカのレクリエーションを総合的に知るには、絶好の文献であろう。

3. バトラーはどのような人か?

まず、バトラー本人のプロフィールとその業績を簡単に紹介したい。彼の写真^{註2)}をしげしげ見ながら、「この写真には、彼の思想が表れているだろう」と思ったからのことである。

GEORGE D. BUTLER (1894-1985) は、コネチカット州の出身、エール大学で学び(経済学)、プレイグラウンドに関心が深く、恐らく人類にとって公園とレクリエーションが不可欠と、初めて認めた一人であろうと言われている。1919年、当時のNATIONAL RECREATION ASSOCIATION (NRA) の事務局長HOWARD BRAUCHER(後述)は、彼を研究・調査部長に任命。部長職を43年間勤める。地域レクリエーション運動の発展・啓発に関わり、実践的かつ理論的にも精通、1936年には、PLAYGROUND-THEIR ADMINISTRATION and OPERATION-を著作。1940年本書を執筆、数多くの研究者や実践家に読まれた。名実共にア

メリカにおける公共レクリエーション(PUBLIC RECREATION)制度確立のパイオニアであった。その功績は高く評価されて、NRPAの殿堂^{註2)}入りした一人である。91歳で逝去した。

4. バトラーに関わるプレイグラウンドとレクリエーション運動の先駆者たち

筆者が知る限りでは、バトラーが直接面識、あるいは影響・共感したレクリエーション研究者やプレイグラウンド運動の先駆者は、大別して4世代にまたがる。すなわち1860年代生誕者、1880年代生誕者、および1890年代生誕者、さらに1910年以降の生誕者たちである。次に生誕順に列挙して、簡単な紹介に留めたい。

(1) JANE ADAMS (1860-1935)

イリノイ州出身。その頃女性にとっては高等教育校であったROCKFORD FEMALE SEMINARYを卒業、その後友人と共にヨーロッパ旅行、イギリス・ロンドンではスラム街での隣保館に大きな影響を受けた。その後シカゴで隣保館HULL HOUSEを1889年9月18日に設立、都市貧民への社会福祉事業を始めた。ロンドンでの熱い想いがなかったのであろう。その活動は、現在のコミュニティカレッジの原型に匹敵する程多岐にわたっていた。レクリエーション分野に関わったのが、コーヒーハウス兼体育館の建設、スラム街における運動広場の建設などであったと言われる。すなわち、都市環境下での遊び場作りの組織的運動展開を主張し続けた。彼女の情熱が1906年PAAの設立に繋がったと言えよう。その設立メンバーともなり、初代理事長となった。その外にも女性問題、黒人問題、世界平和問題などに貢献、1931年アメリカ女性初めてのノーベル平和賞を受賞した。

(2) JOSEPH LEE (1862-1937)

ボストン出身。“アメリカにおけるプレイグラウンド運動の父”と称された。なぜなら、ボストンにおいて遊び広場導入のキープアソンであって、後の全米的な公共レクリエーション・プログラム発展の基にしたからである。「社会問題解決には、レクリエーション活動と楽しさが必要。大

人の遊びはレクリエーション、すなわち大人の生き方を再び新しくする。子供の遊びは生命を獲得するために成長させる。」と言っていた。ちなみにアメリカ初の管理された子供の遊び場（1885年ボストン女性クラブによる）BOSTON SAND GARDEN 設立にも関わっていたことは確かであろう。

(3) LUTHER H. GULICK (1865-1918)

ハワイ・ホノルル生誕、宣教師であった父の関係で、スペイン、イタリア、そして日本にも滞在していた。ニューヨーク大学でMD取得、体育学専攻、初めはミシガンYMCAに勤務。後にスプリングフィールド大学に勤めた。プレイグラウンドについての、アメリカ全国組織設立の必要性を提唱し、1906年”PLAYGROUND ASSOCIATION OF AMERICA (前掲)”をジェーン・アダムスやヘンリー・カーチスとともに、ワシントンYMCAで設立させた。その初代会長に選出され、10年後ジョゼフ・リーにバトンを渡した。余談になるが、ギュリックは、逆三角形のYMCAロゴ(BODY, SPIRIT, MIND)をデザインした。現在も用いられている。更に彼の兄は宣教師として日本に20年間住んでいた。かの有名な“青い目の人形”逸話は、1927年、兄の努力でアメリカの子供たちが日本の子供たちへの贈り物であった。

(4) THOMAS E. RIVERS (1892-1977)

ミシガン州出身。長らくNRAからNRPAの国際部長の任にあり、レジャー・レクリエーションに関わる国際組織の設立に尽力した。そして遂に国際レクリエーション協会 (INTERNATIONAL RECREATION ASSOCIATION (IRA, 現在のWLO) 設立に至った。ちなみに1964年東京オリンピック開催年 (1964年10月2日～7日)、江橋慎四郎東京大学名誉教授 (元本学会会長) らの尽力によって大阪、神戸、奈良、天理、京都において“世界レクリエーション大会”がIRAと日本レクリエーション協会が共催して行われた。その実質的立役者の一人がIRA専務理事のトーマス・リバーズであった。蛇足ではあるが、IRAの名称がなぜWLRAになったのかは、IRAはアイルランド共和軍の略称と同様なことから、紛らわしいと判断し

たことによるとのこと。しかし真偽のほどは定かでない。

(5) HAROLD D. MEYER (1892-1974)

ジョージア州出身。レジャー社会学専攻、ノースカロライナ大学社会学科レクリエーション専攻主任などを歴任。精力的にレクリエーション教育を推進、20世紀におけるレクリエーション教育の第一人者と称される。ブライトビルとの共著 RECREATION ADMINISTRATION - A GUIDE TO ITS PRACTICES - (1948, 1956) もある。

(6) GEORGE HJELTE (1893-1979)

元々は体育学者、カリフォルニア州教育委員会に勤務、後にロスアンゼルス市レクリエーション局長、THE ADMINISTRATION OF PUBLIC RECREATION, 1940年著作、初の貴重な (公共) レクリエーション管理のテキストの一つとなった。

(7) HOWARD S. BRAUCHER (1894-1990)

ニューヨーク州出身、レクリエーション運動の大いなる宣教師。1909年からPLAYGROUND ASSOCIATION of AMERICA (PAA) の事務局長になって、NATIONAL PLAYGROUND and RECREATION ASSOCIATION (NPR) への移行を経て NATIONAL RECREATION ASSOCIATION (NRA) 会長になった。第一次世界大戦時にジョゼフ・リーと共に米軍基地住居コミュニティにおける組織的レクリエーション・サービス (WCCS) を創設、1926年 NATIONAL RECREATION SCHOOL を設立、多くのレクリエーション専門家を育て上げた。

(8) ROBERT W. CRAWFORD (1906-1995)

ニューヨーク市出身 (スコットランドからの移民家族として生誕)。公共公園政策のパイオニア、海軍レクリエーション・ディレクター、後にフィラデルフィア市レクリエーション局長、NATIONAL RECREATION SCHOOL の創設にかかわる一人として尽力。

(9) CHARLES K. BRIGHTBILL (1910-1966)

ペンシルバニア州出身。イリノイ大学レクリエーション・都市公園管理学科主任、多くのレクリエーション専門家を育てるかたわら数々のコミュニティ・レクリエーション関係著作を通して啓発を行った。また、とくに公園行政に関する造詣が深かった。

以上のこれら先駆者たちは、バトラーと共にレクリエーションの啓発活動をしたか、または少なからず彼の思想に影響を与えたか、はたまた影響を受けたであろう。その証に全員がNRPAの殿堂入りをしている事実がある。

5. バトラーのレクリエーション観

ここでは主に第1章の“What is Recreation?”を基にして、その当時の、彼のレクリエーションに対する考え方を辿ってみたい。

(1) そのあらすじは？

前述した Introduction To Community Recreation の冒頭に、章立てをして、レクリエーションとは何か？を説明している。まず初めに「レクリエーションという言葉は、今日ではどこでも聞かれるが難しい言葉である」と断りの弁で始まっている。続いて「さまざまな意味で使われ、広範囲の活動に用いられているけれど、一般的には、経験の一つのタイプ、ある特殊な活動形式、態度の一つ、人生の不可欠な部分、あるいは仕事の一分野として解釈されている。このように多様な言葉の使われ方をしているのだから、まず“レクリエーションとは何か？”という問いに対して答えまたは示唆を、最初に挙げた」とコメントしている。そして重要な特徴、理論的説明、レクリエーション運動と項目立てをしている。すなわち、個人が自分自身のためにする活動、個人が自己表現、楽しさ感、ゆとり感がもてる機会であることであるという。これらを前提とするならば、プレイ理論の自己表現説に基づきながら、レクリエーションは、活動のいずれかの形式であり得ると断定し切れないでいる。レクリエーションの定義については小項目で、さまざまな状況での解釈・説明を繰り返した後で、「要するに、レクリエーションとは、レジャー時間経験あるいは個人が選び楽しみや満足

感を得る活動の、ある形式として考えられるかも知れない」と歯切れの良くない言葉で結んでいる。またそれに連動するかのようになり、続いて“レクリエーション運動 (Recreation movement)”を説明している。「レクリエーションとは、決して静的なものではなく、すべての人々の人生に影響を与える大きくダイナミックな力がある。したがって、レクリエーションの機会とは、すべての人々が享受すべきで、公的な問題なのである。しかしながら、現代社会条件下での行政は、多くの人々が自己を表現する機会を失わせてきた。そこで“レクリエーション運動”が起きたのである」と、その必要性を主張している。終わりには「レクリエーション運動を定義することは、教育など他の分野と一線を画することが難しい。なぜなら、それらはさまざまな活動やオーバーラップする活動を含むからである」と言う。「また、活動をする本人の態度、目的、方法にもよる。したがって、違いが明らかかなものは区別し易く、あるものは区別し難いものもあり、いろいろな解釈がなされている。そして、レクリエーション運動は、子どもたち、青年、成人への“豊かで楽しい生活への道”をもたらすさまざまな活動形式を通して自己表現ができる心あるいは態度を表している。このレクリエーション運動は、生活の楽しみ方を啓発する運動として象徴されてきた」と説明。締めくくりにして、かつて彼をNRAの研究・調査部長に任命したブローカーの言葉を引用している。「宗教、教育、工業、社会事業、保健、犯罪予防、人格形成、市民運動などの一部かもしれない。しかしこれら分野には属さない。それはそれ自身、生活の一面である」と。

(2) 思索すると・・・

バトラーは、先に挙げた先駆者ジョゼフ・リーと仕事上で密接な関係にあり、かつ尊敬し、大いに影響を受けたことを前提として思いを巡らせた。なぜなら、1936年に出版された彼の“プレイグラウンドにおける管理・運営”についての本が“ジョゼフ・リーに捧げる”と謳われているからである。^{註3)}

1) “レクリエーションとは何か？”という問いについては、バトラーも大いに悩んでいたよ

うに思われる。背中の痒いところに手が届くように届かないもどかしさを感じていたに違いない。なぜなら、当時のアメリカもレクリエーションという言葉自体が、既成の領域に入れようがない新しい抽象概念であった（re-creationは古くから使われていたが・・・）。多くの研究者たちが、それぞれに解釈して、「活動の部類だ」「経験の範疇に入る」など、既成の学問領域に属させようとしていることに対して違和感を持ち続けていたようだ。そしてまた、レクリエーションを定義するには、その運動と連動されなければならないことを示唆している。

2) 大まかに言って、彼はプレイ理論の中の“自己表現説”に基づいていると思われる。なぜなら、それに関連して個人が好んですること、楽しさ感があることなどの自己表現説の特徴を、つぶさに強調しているからである。

3) 第1章の終わりに、教育や成人教育（生涯学習）にも触れている。「レクリエーションを考える時に、成人教育をイメージするに違いない。成人教育の中身は同じようなものもあるが、それとはまったく同一ではない。また教育全般を考えても、することは同じでもねらいが違う」（p9）と。こうして似通った領域を考えながら、レクリエーションを理解させる独自の適切な表現に至らなかったのである。それは現在も続いている。

4) では「現在に近いところの研究者はどのような立場をとっているのだろうか？」と、好奇心の心がくすぐられて、手元にある他の文献に目を通すことになった。RICHARD KRAUSはバトラーを意識しながら（筆者にはそう感じさせる）「レクリエーションは、現代の社会状況から見ると、概念や活動形式あるいは経験を超越する。代わりに人々のレジャー需要に応え得る総ての社会組織に反映されなければならない」（RECREATION AND LEISURE IN MODERN SOCIETY p187, p263, 1971）と、少し観点を異にしている。

また、MICHAEL CHUBBらは「レクリエーションは楽しみ方の、ある形式になり得ると考えられる」（ONE THIRD OF OUR TIME p6 1981）と。定義付けをしている。^{註4)} これも曖

昧さを免れない。しかし、クラウスはバトラーの思想を受け継ぎながら、従来の慣習的な定義付けはさて置き、欠くことのできない社会組織の一つ（行政機構）として、より重要な位置づけを主張している。

5) このように見てくると、バトラーは、現在から約80年前にレクリエーションについて現在と同じような問題意識を持っていたと言えよう。PAAからPRAAへの移行期に青少年時代を送った彼は、プレイグラウンドに関心を持つと共にレクリエーションとは何かについても造詣を深くしたことは間違えない。したがって彼のレクリエーション観は、アダムスをはじめリーやギューリックの考えを学び、多くの研究者や実践指導者に指針を与え、後世の研究者たちにも、その曖昧さを残しながらも引き継がせた。現在も彼と同じような解釈が大勢を占めているようだ。そう見てくると、ごく先見・先進的な考え方を持っていたと言えよう。恐らくクラウスが言っているようなことを、はっきり主張しなかったのであろう。

6) バトラーやクラウスのレクリエーション観を見ると、やはりアメリカのレクリエーションは、われわれが既に学んだように、BOSTON SANDGARDEN、HULL HOUSEに始まり、それがPLAYGROUND重視に発展してきた経緯がよく分かる。そしてそれが公園として、子どもの遊び場のみならず、大人の遊び広場として機能してきた。したがって、公園とレクリエーションは、ごく密接な関わりをもつことも当然の帰結と考えられる。いわばレクリエーションはソフト面、公園はハード面での役割を果たしてきたのである。この両者が揃って社会組織の一つ（行政機構）として発展してきた。これもプレイグラウンドとレクリエーション運動を推進してきた先駆者たちが、さまざまな領域、たとえば社会福祉、体育、保健、観光、環境、景観、造園、文化など、の人たちが互いに協力し合って一つの新しい分野の進展に力を尽くしたことにほかならない。

7) 蛇足ながら、既に本稿で記したように、バトラーは経済学を専攻し、この分野に入った。

6. バトラーから学ぶこと（むすびに代えて）

(1) アメリカのレクリエーション運動は、プレイグラウンド運動の多彩な推進者が努力したことによって、レクリエーションと公園緑地が合体して発展し、地域住民のためのサービス提供が不可欠な領域になって、必然的に行政機構が関与してきた。

(2) NATIONAL RECREATION SCHOOL (1926年設立) というレクリエーション指導者養成を始めたことによって、当面（約10年間）の地域指導者需要は満足された。しかし十分教育された専門職への期待が益々高まり、大学教育におけるレクリエーション・公園専門職養成カリキュラム設置の傾向も本格的となった。最初の設置は1936年ニューヨーク大学とみられるが、確証は得られなかった。ともあれ、現代日本におけるレジャー・レクリエーションの需要拡大と共に、短期に養成されたボランティアリーダーに加えて、大学・大学院での専門教育の必要性が必至であり、その受け入れ先が、行政機構をはじめ、すべての分野の中にあると予測される。

(3) 日本の都市公園は、その発達過程では景観鑑賞が主体であり、動的な活動は禁じられる傾向にあった。それに加えて日本の行政機構は、従来から言われているように“縦割り行政”である。周知のように、レジャー・レクリエーション関係は、各省庁にまたがっている。したがってレクリエーションと緑地や公園が引き離されて考えられてきた。一般の人たちも、両者が緊密な係わりがあることも認識されない傾向にあった。バトラーが言いたかったように、従来までの垣根を取り払い、近き未来の社会状況へ適切に対応できる柔軟な意識と体制転換が期待される。お節介だが、本学会も学会員個人々の研究活動推進とともに、こうした近未来社会への先駆的呼びかけ(学会として)を期待したい。

(4) 周知の通り、この種の歴史的な検討は、本人に会えることも出来ず、その時代背景も直接触れられない。当時の文献類に頼らざるを得ない。注意したいことは、あくまで、その時代の風に乗っての視点を崩さないことであろう。その時代の実際を体感していないで、現在の主観からの解釈は、避けるべきであろう。このことが気になっている

うちに「では、現在のレクリエーション専門職以外の一般アメリカ人はどうなのだろうか？」という疑問に取りつかれている自分を見ている心境である。

7. 補足

この評論を脱稿した後、“Parks & Recreation”の2015年6月号と2015年の年次大会がラスベガスで開催されるための特別付録が山崎律子本学会常任理事(NRPA正会員)のもとに送られてきた。拝借して読んだところ、研究セッション開催のトップ講義として”GEROGE BUTLER Lecture”と題するアアウンスを発見した。ちょうどNRPA年次大会が50周年に当たり、バトラーの偉業を現在の会員に伝える良い機会というNRPAの思いと時期を同じにしたと嬉しく感じている。講師は、Peggy O’Dell氏で全米公園サービス部の管理運営補佐官の予定とのこと。ちなみに、アメリカ全体の不況のためか、NRPA年次大会も縮小傾向(研究シンポジウムもここ2・3年中止した)にあったが、研究セッションへの要望が高くなり、50周年を機に再開するものと推察される。またNRPA自体も、かつて持っていたように、より国際的感覚を持つように期待したい。

註

- 1) バトラーの本がCOMMUNITY RECREATIONとなっていることについては、アメリカでは公園・レクリエーション関係は、行政機構の中に入っていて、その対象は主に地域住民である。したがってサービス提供の観点からはPUBLIC、対象からの観点ではCOMMUNITYと表現されている。日本語では、公共レクリエーション、地域レクリエーションと訳されていても同じ問題を扱っている。
- 2) CHARLIE E. HARTSOE 編 PROFILES IN LEADERSHIP p27, NRPA, 2009, JOSEPH J. BANNON の著作。ハートソーとバノンは来日している。また筆者らの知友でもある。
- 3) バトラーは、1960年にPLAYGROUND: THEIR ADMINISTRATION AND OPERATIONも執筆している。

参考文献

- 1 BUTLER, G. D. : PLAYGROUND: THEIR ADMINISTRATION AND OPERATION, 1960, NRA
 - 2 BUTLER, G. D. : Introduction To Community Recreation, 1946, NRA
 - 3 BUTLER 著 三隅達郎訳：レクリエーション総説、S37、ベースボール・マガジン社
 - 4 CHUBB, M. & CHUBB H. : ONE THIRD OF OUR TIME?, 1981, John Wiley & Sons, Inc.
 - 5 DULLES, F. R. : A HISTORY OF RECREATION, 1965, APPLETON-CENTURY-CROFTS
 - 6 HARTSOE, C. E. : PROFILES LEADERSHIP, 2009, JOSEPH J. BANNON & PETE BANNON
 - 7 HARTSOE, C. E. ; BULDING BETTER COMMUNITY, 2006, Joseph Bannon, Sr.
 - 9 KRAUS, R. : RECREATION AND LEISURE IN MODERN SOCIETY, 1971, APPLETON-CENTURY-CROFT
 - 10 MEYER, H. D. & BRIGHTBILL, C. K. : Recreation Administration A GUIDE to its PRACTICES, 1956, PRENTICE-HALL INC
 - 11 HYLTE, G. :The Administration of Public Recreation, 1940, THE MACMILAN CO.
 - 12 MEYER, H. D. & BRIGHTBILL, C. K. : Community Recreation A Guide to its Organization
 - 13 Parks & Recreation 6月号, NRPA, June, 2015
- Advisor, Japan Institute of leisure Service & Education

< 評論 >

オリンピックとレクリエーション

師岡文男¹

Olympic Movement and Recreation

Fumio Morooka¹

「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利である」を前文に掲げたスポーツ基本法が2011年に制定され、2020年には東京で再びオリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることになった。いままで、オリンピックはエリート競技者だけの世界であり、レクリエーションとは違う世界と思われてきたが、それは大きな間違いである。『オリンピック憲章』(2013年改定)には「スポーツをすることは人権の1つである。すべての個人はいかなる種類の差別も受けることなく、オリンピック精神に基づき、スポーツをする機会を与えられなければならない」(日本オリンピック委員会(JOC)訳)とオリンピックの根本原則が記されており、「スポーツ・フォー・オールの実現」が国際オリンピック委員会(IOC)の役割として明記されている。オリンピック競技大会は、その目標の実現のために世界中の人々の関心を集めるためのシンボリックイベントなのである。IOCが2014年11月に決議した中長期改革「オリンピック・アジェンダ2020」の提言6-2で、30歳以上あれば誰でも参加できるワールド・マスターズ・ゲームズをオリンピック競技大会の後に同じ開催地で開催することを検討することを記していることも、そのことを明確に示している。

そもそも、sportの語源は、紀元前5世紀頃のdeportareというラテン語であり、「普段と違うところに心と身体を運ぶ」という意味である。国語辞典や英和辞書に「運動競技」や「遊戯・競争・肉体的鍛錬の要素を含む身体運動の総称」の他に、「気晴らし」「慰み」「暇つぶし」「ふざける」など

の意味が記されていることを知る人は少ないであろう。正に「レクリエーション」と同じ意味をもつ言葉なのである。IOCが承認しているスポーツの中には「チェス」や「ブリッジ」が入っており、身体能力ではなく頭脳を競う「マインドスポーツ」というジャンルが存在しているのである。IOCも加盟しているアジア・オリンピック評議会(OCA)が主催するアジア・インドア・マーシャルアーツゲームズの競技のなかにチェスや囲碁が入っていることも「スポーツが嫌いな人はそもそも存在しない」ことを示しており、競技として楽しむことも、勝敗にこだわらずに楽しむこともスポーツであり、レクリエーションなのである。

「参加することに意義がある」というクーベルタンの言葉も、オリンピック憲章第57条に「IOCとOCOG(五輪競技大会組織委員会)はいかなる国別世界ランキング表も作成してはならない」と記されていることも、オリンピックが世界一を競う競技大会でありながら、勝利至上主義や国粹主義に陥ることを戒め、「人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会」を目指すことを目的としていることを明らかにしている。

こうしたオリンピック本来の目的の実現を支援するために、1932年ロスアンゼルス五輪の1週間前に第1回世界レクリエーション会議が開催され、1964年東京五輪の前にも同会議が京都・奈良で開催されている。

2020年東京五輪のレガシーの1つとして掲げられている、週1度スポーツする成人人口を65%(東京都は70%)にすることも、日本国民がオリンピックとレクリエーション、スポーツと

レクリエーションの関係を正しく認識することが鍵になると思われる。

<参考資料>

オリンピック憲章（2013年9月9日から有効）

<オリンピズムの根本原則>

1. オリンピズムは肉体と意志と精神のすべての資質を高め、バランスよく結合させる生き方の哲学である。オリンピズムはスポーツを文化、教育と融合させ、生き方の創造を探求するものである。その生き方は努力する喜び、良い模範であることの教育的価値、社会的な責任、さらに普遍的で根本的な倫理規範の尊重を基盤とする。
2. オリンピズムの目的は、人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会を奨励することを目指し、スポーツを人類の調和の取れた発展に役立てることにある。
3. オリンピック・ムーブメントは、オリンピズムの価値に鼓舞された個人と団体による、協調の取れた組織的、普遍的、恒久的活動である。その活動を推し進めるのは最高機関のIOCである。活動は5大陸にまたがり、偉大なスポーツの祭典、オリンピック競技大会に世界中の選手を集めるとき、頂点に達する。そのシンボルは5つの重なり結びつく輪である。
4. スポーツをすることは人権の1つである。すべての個人はいかなる種類の差別も受けることなく、オリンピック精神に基づき、スポーツをする機会を与えられなければならない。オリンピック精神においては友情、連帯、フェアプレーの精神とともに相互理解が求められる。
5. スポーツ団体はオリンピック・ムーブメントにおいて、スポーツが社会の枠組みの中で営まれることを理解し、自律の権利と義務を持つ。自律には競技規則を自由に定め管理すること、自身の組織の構成と統治について決定すること、外部からのいかなる影響も受けずに選挙を実施する権利、および良好な統治の原則を確実に適用する責任が含まれる。

6. 人種、宗教、政治、性別、その他の理由による、国または個人に関する差別はいかなる形態であれ、オリンピック・ムーブメントと相容れない。
7. オリンピック・ムーブメントの一員となるには、オリンピック憲章の遵守およびIOCによる承認が必要である。

<第57条 入賞者名簿>

IOCとOCOGは国ごとの世界ランキングを作成してはならない。OCOGは各種目のメダル獲得者と、賞状を授与された選手の氏名を記す入賞者名簿を作成し、メダル獲得者の氏名をメインスタジアム内の目立つところに、恒久的に展示するものとする。

<IOCの使命と役割>

IOCの使命は世界中でオリンピズムを奨励し、オリンピック・ムーブメントを主導することである。

IOCの役割は以下の通りである。

1. スポーツにおける倫理の重要性和優れた統治、またスポーツを通じた青少年教育を奨励し支援することである。さらに、スポーツにおけるフェアプレー精神の確立および暴力の撲滅に向けて努力する。
2. スポーツと競技大会の組織運営、発展および調整を奨励し支援する。
3. オリンピック競技大会の定期的な開催を保証する。
4. スポーツを人類に役立て、平和を推進するため、権限を有する公的または私的な組織および行政機関と協力する。
5. オリンピック・ムーブメントの結束を強め、その独立性を守り、スポーツの自律性を保護するために行動する。
6. オリンピック・ムーブメントに影響を及ぼす、いかなる形態の差別にも反対し、行動する。
7. 男女平等の原則を実践するため、あらゆるレベルと組織において、スポーツにおける女性の地位向上を奨励し支援する。
8. スポーツにおけるドーピングに反対する戦いを主導する。

9. 選手への医療と選手の健康に関する対策を奨励し支援する。
10. スポーツと選手を政治的または商業的に不適切に利用することに反対する。
11. スポーツ団体および公的機関による、選手の社会的、職業的将来を整える努力を奨励し、支援する。
12. スポーツ・フォア・オールの発展を奨励し支援する。
13. 環境問題に対し責任ある関心を持つことを奨励し支援する。またスポーツにおける持続可能な発展を奨励する。そのような観点でオリンピック競技大会が開催されることを要請する。
14. オリンピック競技大会の有益な遺産を、開催国と開催都市が引き継ぐよう奨励する。
15. スポーツと文化および教育を融合させる活動を奨励し支援する。
16. 国際オリンピック・アカデミー（IOA）の活動およびオリンピック教育に取り組むその他の機関の活動を奨励し支援する。

日本レジャー・レクリエーション学会

会則及び諸規程他	43
役員選出細則設置の趣旨他	49
投稿規程・原稿作成要領・投稿票	56
「日本レジャー・レクリエーション学会賞」規程	62
学生会員に関わる規程	66

日本レジャー・レクリエーション学会会則

〈第1章 総則〉

- 第1条 本会を日本レジャー・レクリエーション学会（英語名：Japan Society of Leisure and Recreation Studies）という。
- 第2条 本会の目的は、レジャー・レクリエーションに関する調査研究を促進し、レジャー・レクリエーションの普及・発展に寄与する。
- 第3条 本会の事務局は、東京都世田谷区桜丘1-1-1 東京農業大学地域環境科学部造園学科 観光レクリエーション研究室に置く。

〈第2章 事業〉

- 第4条 本会は第2条の目的を達するため、次の事業を行う。
- (1) 学会大会の開催
 - (2) 研究会・講演会等の開催
 - (3) 学会誌の発行ならびにその他の情報活動
 - (4) 研究の助成
 - (5) 内外の諸団体との連絡と情報の交換
 - (6) 会員相互の親睦
 - (7) その他本会の目的に資する事業
- 第5条 学会大会は、毎年1回以上開催し、研究成果を発表する。

〈第3章 会員〉

- 第6条 本会は正会員の他、賛助会員、購読会員、学生会員、および名誉会員を置くことができる。
- (1) 正会員は第2条の目的に賛同し、正会員の推薦および、理事会の承認を得て、規定の入会金および会費を納入した者とする。
 - (2) 賛助会員は、本会の事業に財政的援助をなした者で理事会の承認を得た者とする。
 - (3) 購読会員は、本会の学会誌を購読する機関・団体とする。
 - (4) 名誉会員は、本会に特別に貢献のあった者で、理事会の推薦を経て総会で承認された者とする。
 - (5) 学生会員に関しては、別に定める。
- 第7条 会員は、本会の編集・発行する学会誌等の配布を受け本会の営む事業に参加することができる。
- 第8条 会員にして会費の納入を怠った者および会の名誉を毀損した者は、理事会の議を経て会員としての資格を停止されることがある。
- 第9条 会員は原則として、いずれかの支部に所属するものとする。

〈第4章 役員〉

- 第10条 本会を運営するために、役員選出規則により正会員の中から次の役員を選ぶ。理事25名以上30名以内（内会長1名、副会長若干名、および理事長1名）、監事2名
- 第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時、または会長が欠けたときは、会長が予め指名した順序により会務を代行する。
 3. 理事長は、理事会を総括し、理事は会務を執行する。
 4. 監事は、会計および会務の執行状況について監査する。

第12条 役員の任期は3年とする。但し、再任を妨げない。役員の選出についての規則は別に定める。

第13条 本会に名誉会長および顧問を置くことができる。

2. 顧問は、本会の会長または副会長であった者および本会に功労のあった者のうちから理事会の推薦により会長が委嘱する。

〈第5章 会議〉

第14条 本会の会議は、総会および理事会とする。

第15条 総会は、毎年1回開催し本会の運営に関する重要事項を審議決定する。

総会は、会長が招集し、当日の出席正会員をもって構成する。

議事（会則改正を除く）は、出席者の過半数をもって決定される。

第16条 理事会が必要と認めた場合、もしくは正会員の1/3以上の開催請求があった場合、臨時総会を開くことができる。

第17条 理事会は理事長が招集し、幹事若干名および事務局員を選出し、会務を処理する。理事会は、運営の円滑化をはかるため、常任理事会を置くことができる。

〈第6章 支部および専門分科会〉

第18条 本会の事業を推進するために、支部ならびに専門分科会を置くことができる。

支部ならびに専門分科会についての規則は別に定める。

〈第7章 会計〉

第19条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもって支弁する。

第20条 会員の会費は次の通りとする。

- (1) 入会金 2,000円（学生会員の申込者は免除）
- (2) 正会員 年度額 8,000円
- (3) 賛助会員 〃 20,000円以上
- (4) 購読会員 〃 8,000円
- (5) 学生会員 〃 正会員の半額

第21条 本会の会計年度は毎年4月に始まり、翌年3月に終わる。

附 則

1. 本会の会則は、総会において出席正会員の2/3以上を得た議決により変更することができる。
2. 本会則は、昭和46年3月21日より施行する。

附 則

本会則は、昭和46年3月21日より一部改訂する。

本会則は、昭和51年5月1日より一部改訂する。

本会則は、昭和55年5月11日より一部改訂する。

本会則は、昭和56年11月8日より一部改訂する。

本会則は、昭和57年6月12日より一部改訂する。

本会則は、昭和58年10月30日より一部改訂する。

本会則は、昭和59年6月9日より一部改訂する。

本会則は、昭和62年10月17日より一部改訂する。

本会則は、平成3年11月10日より一部改訂する。

本会則は、平成 5 年 10 月 17 日より一部改訂する。
本会則は、平成 8 年 11 月 24 日より一部改訂する。
本会則は、平成 10 年 11 月 23 日より一部改訂する。
本会則は、平成 17 年 12 月 10 日より一部改訂する。
本会則は、平成 18 年 12 月 3 日より一部改訂する。
本会則は、平成 21 年 11 月 29 日より一部改訂する。
本会則は、平成 23 年 11 月 20 日より一部改訂する。

日本レジャー・レクリエーション学会 理事会の運営に関する規程

昭和 57 年 6 月 12 日制定

昭和 58 年 10 月 30 日改訂

平成 7 年 12 月 10 日改訂

平成 11 年 4 月 26 日改訂

平成 24 年 11 月 18 日改訂

1. 会則第 17 条の規定により、理事会の運営は、会則に定められているほか、この規程に基づいて行うものとする。
2. 理事会は、原則として年に 1 回以上開催するものとし、理事長がその議長となる。
3. 理事会の招集に当たっては、書面によって付議事項を明示しなければならない。
4. 理事会は、理事の過半数の出席により成立し、議決は出席者の 2 分の 1 以上の賛成を必要とする。
ただし、表決に当たっては、予め書面（署名捺印）を以って当該議事に対する意向を表示した者を、出席者とみなす。
5. 常任理事会の構成および業務は次のとおりとする。
 - (1) 常任理事会構成員は若干名とする。
 - (2) 常任理事会は、理事会の決定の方針にもとづき、日常業務の執行にあたる。
 - (3) 常任理事会の議事録（概要）はできるだけすみやかに各理事に送付するものとする。
6. 理事会は、業務を遂行するために次のような専門委員会を置く
 - (1) 総務、(2) 財務、(3) 研究企画、(4) 編集、(5) Web、(6) 広報渉外、(7) 国際、(8) 学会賞選考また専門委員会の委員は、理事会の承認を得て必要により会員の中から委嘱することができる。ただし当該専門委員の理事会への出席はできない。
7. 理事会には、専門的に研究、調査および審議を必要とするような場合には、特別委員会には、理事以外の適任者を委嘱することができるがその人選は理事会の承認を必要とする。
8. その他理事会の運営に必要な事項は、理事会で決定することができるものとする。

日本レジャー・レクリエーション学会 専門分科会設置に関する規程

昭和 57 年 6 月 12 日制定

平成 7 年 12 月 10 日改訂

1. 会則第 18 条規定により、本会会員が専門分科会を設置しようとする場合は、この規程に基づいて行うものとする。
2. 専門分科会の設置は、原則として研究分野を同じくする本学会正会員 20 名以上の要請があった場合とする。
3. 専門分科会の設置を求めようとする正会員は下記により本学会会長に申請するものとする。
 1. 設立経過および主旨
 2. 名称
 3. 発起人代表者
 4. 発起人名簿
 5. 連絡事務所
 6. その他
4. 専門分科会は次の事項について各年度ごとに本部に報告する。
 1. 活動状況の概要
 2. その他必要と認められる事項

日本レジャー・レクリエーション学会 支部に関する規程

昭和 56 年 11 月 8 日制定

1. 本学会会員が、支部を設けようとする場合には、下記により、本学会会長に申請し、理事会の議を経て総会の承認をえるものとする。
 1. 設立の経過概要
 2. 名称
 3. 支部長および役員
 4. 会則
 5. 会員名簿
 6. その他
2. 各支部の運営は、本部との関係については本規程に従って行われるが、その他の事項については各支部規則においてこれを定めるものとする。
3. 支部は原則として隣接する地域に在勤または在住する本会正会員 20 名以上をもって構成する。
4. 支部運営のため経費は支部会費によって賄うものとする。支部会費の額は各支部毎に決定するものとする。
5. 支部の次の事項について各年度ごとに本部に報告する。
 1. 役員の変更
 2. 活動状況の概要
 3. その他必要と認められる事項

日本レジャー・レクリエーション学会 役員選出細則 設置の趣旨

“学会の活性化”と“学会の継続性”とのバランスから、次の項目について配慮した：

- 1) 理事役員の半舷上陸という観点から、理事総数の半数にあたる15名を正会員による直接選挙（順位標記の5名連記による無記名投票）とした
- 2) 改選前理事10名を、現行理事会での互選とした
- 3) 学会運営の強化を計るために、理事長推薦理事5名以内を設けた
- 4) 会長、副会長、監事は、選挙後初めての理事会で選出することとした
- 5) 会長、副会長は理事以外からの選出ができることとした
- 6) 理事長は、新役員に選出された理事（25名）により、選挙後初めての理事会で互選により選出することとした
- 7) 被選挙権及び理事就任については、辞退を認めた
- 8) 役員欠員に対し、補充選挙は行わないこととした
（会長については本則に従い、理事については補充選挙は行わない）
- 9) 選挙管理委員会を設置し、その委員会（5名）の推薦を理事会とした
- 10) 会則の改正（第10条）を必要することとなった
- 11) 学会の活性化の側面的効果として、選挙権（人）及び被選挙権（人）の確認事項により、正会員に手続きの明確化をはかった（会費手続き期日の指定）

日本レジャー・レクリエーション学会 役員選出細則

(趣旨)

第1条 この細則は、会則第12条に規定する役員を選出に関し、必要な事項を定める。

(選出の時期)

第2条 すべて役員を選出は、その任期の前年のうちに行わなければならない。

(選出の種別と人数)

第3条 この細則により選出される役員の種別と人数は、会則第10条の規定により次の通りとする。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 理 事 25名以上 30名以内
- (4) 監 事 2名

(資格の制限)

第4条 選挙権、被選挙権は、選挙実施前年の12月31日までに正会員としての資格を有し選挙実施年の6月30日現在、当該年度の会費を納めている正会員とする。ただし6月30日以降に正会員の資格を失った者を除く。

- 2 被選挙権の辞退は認めるが、あらかじめ選挙管理委員会に文書で選挙公示後10日以内に届け出るものとする。

(選出の形態)

第5条 会長、副会長、監事、現行理事から選出される理事（以下「改選前理事」という。）及び理事長推薦理事を除く役員は、正会員の直接選挙により選出する。

(選出の方法)

第6条 役員を選出方法は、次の通りとする。

- (1) 会長、副会長、監事は、初めての理事会において選出する。
- (2) 理事のうち、新理事15名を正会員による順位標記の5名連記で、郵送による直接無記名投票とし、改選前理事10名を現行理事会での互選とし、新理事長による推薦理事5名以内を新理事長の任命によって選出する。
- 2 会長、副会長は、理事以外からの選出ができる。ただし理事以外から選出された会長、副会長は、就任と同時に速やかに会則第10条の規定により理事となる。
- 3 改選前理事は、新理事の選挙の前に選出し公表する。改選前理事に選出されない現行理事も細則第4条の規定を満たす限り新理事としての被選挙権を有する。
- 4 理事長は、新役員に選出された理事（25名）による初めての理事会での互選による。

(投票の有効性)

第7条 投票のうち次のものは、無効とする。

- (1) 規定用紙以外のもの
- (2) 定数を越えて記入したものは、その区分全部
- (3) 氏名以外の文字または記号を記入したものは全部

(当選の決定)

第8条 選挙による新理事（15名）の決定は、有効投票の最多得票者から15名とする。ただし同点者がある場合は、順位標記による総得点の高得点者とし、なお同点の場合は順次高順位ごとの得票数の多い者とする。

理事就任時に辞退者があるときは、次点者を繰り上げる。次点者に同点者があるときも同じ得点の算定による。順位ごとの得票数によっても同点のときは選挙管理委員会で推薦決定する。

- 2 順位標記による得点の算定は、高順位1位を5点とし順次下位を減数し5位を1点として積算する。

(辞退の届出)

第9条 選挙により選出された新理事が、その就任を辞退しようとする時は、通知が到着した日から5日以内に正当な理由を示して選挙管理委員長に届け出なければならない。

(補充選挙)

第10条 任期途中において役員に欠員が生じても、補充選挙は行わない。

(選挙管理委員会)

第11条 役員（会長、副会長、監事、改選前理事、理事長推薦理事を除く）の選挙を実施するため、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、5名をもって構成する。
- 3 委員の選出は、理事会の推薦による。
- 4 委員の任期は、当該役員選挙年度の5月1日から次期役員選挙年度の4月30日までの3年間とする。
- 5 委員会に委員長を置く。委員長は、委員の中から互選する。委員長は、この細則にしたがって選挙を執行する責任と権限を持つものとする。
- 6 委員会は、投票の期日、方法等を選挙の1ヵ月以前に、公示しなければならない。
- 7 委員会は、順位区分（1位～5位）を明らかにした氏名記入用投票用紙を作成する。
- 8 委員会は、被選挙人名簿及び投票用紙を、選挙の14日以前に正会員届け出住所に送付しなければならない。
- 9 委員会は、投票数が決定したとき投票数順に上位30位までの一覧表を作成し確認印を押し、その結果を公示するとともに、理事会に報告する。

(細則の改廃)

第12条 この細則の改廃は、理事会の過半数の賛成を得て総会の議決による。

- 2 この細則の変更は、会則の変更に準ずるものとする。

附 則

- 1 この細則は、平成10年度の役員改選から適用する。
- 2 この細則は、平成8年11月24日から施行し、従来の役員選出内規及び申し合わせ事項は廃止する。

附 則

この細則は、平成18年12月3日から一部改訂する。

日本レジャー・レクリエーション学会 現行理事会から選出される理事の選出に関する申し合わせ

(趣旨)

第1条 本学会の役員選出細則第6条第1項第2号の規定により現行理事会から選出される理事(以下「改選前理事」という。)の選出にあたり、この申し合わせを定める。

(選出の時期)

第2条 改選前理事の選出は、役員改選前年度の最初に開催される理事会以前とする。

(選出の形態)

第3条 改選前理事の選出の形態は、現行理事による直接選挙とする。

(選出の方法)

第4条 改選前理事の選出の方法は、現行理事による順位標記の10名連記で、郵送による直接無記名投票による。

(投票の有効性)

第5条 投票のうち次のものは、無効とする。

- (1) 規定用紙以外のもの
- (2) 定数を越えて記入したものは、その区分全部
- (3) 氏名以外の文字または記号を記入したものは全部

(当選の決定)

第6条 改選前理事の当選の決定は、改選前理事選出理事会(役員改選前年度の最初に開催される理事会)において郵便投票を開票し決定する。

- 2 改選前理事(10名)の決定は、有効投票の最多得票者から10名とする。ただし同点者がある場合は、順位標記による総得点の最高得点者とし、なお同点の場合は順次高順位ごとの得票数の多い者とする。

理事就任時に辞退者があるときは、次点者を繰り上げる。次点者に同点者があるときも同じ得点の算定による。順位ごとの得票数によって同点のときは、役員改選前年度の最初に開催される理事会において、出席者の投票により決定する。

- 3 順位標記による得点の算定は、高順位1位を10点とし順次下位を減数し10位を1点として積算する。

(選挙管理)

第7条 選挙管理事務は、事務局が行う。

附 則

(施行期日)

1. 期日の申し合わせは、平成10年度の役員改選から適用する。
2. この申し合わせは、平成9年5月26日から施行する。
3. 第2条の規定に関わらず、平成10年度の役員改選に伴う改選前理事の選出の時期は、役員改選前年度の最初に開催される理事会以前でなくてもよいものとする。

日本レジャー・レクリエーション学会 新役員に選出された理事(25名)による理事長の選出に関する申し合わせ

(趣旨)

第1条 本学会の役員選出細則第6条第4項の規定により選出される理事長の選出にあたり、この申し合わせを定める。

(選出の時期)

第2条 理事長の選出は、現行会長により招集される役員改選後の最初に開催される理事会（以下「新理事会」という。）において互選する。

2 理事長が選出されるまでは、新理事会の議長は現行会長が暫定議長となる。

(選出の方法)

第3条 理事長の選出の方法は、現行会長及び会長、副会長、監事の選出に関する申し合わせ第2条により構成されている候補者選定委員会の意見を聴取し審議・決定する。

附 則

(施行期日)

1. この申し合わせは、平成10年度の役員改選から適用する。
2. この申し合わせは、平成9年5月26日から施行する。

会長、副会長、監事の選出に関する申し合わせ

(趣旨)

第1条 本学会の役員選出細則第6条第1項第1号の規定により選出される会長、副会長、監事の選出にあたり、この申し合わせを定める。

(候補者の選定)

第2条 会長、副会長、監事の候補者の選定は、役員改選後の最初に開催される理事会（以下「新理事会」という。）以前に、現行の会長、副会長、理事長、及び常任理事会で選任された常任理事若干名を含む7名により候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を構成し、それぞれ複数の候補者を選定する。

- 2 委員会は現行会長が招集し、委員長は初回の委員会において互選とし、委員長が議長となり以後の委員会を必要に応じ招集する。

(候補者の推薦)

第3条 会長、副会長、監事の候補者の推薦は、委員会が新理事会に推薦する。

(選出の形態)

第4条 会長、副会長、監事の選出の形態は、委員会の報告に基づき新理事会により審議・決定する。

(選出の方法)

第5条 会長、副会長、監事の選出の方法は、最初の新理事会において新理事による単記の直接無記名投票による。

- 2 新理事が最初の新理事会に欠席する場合は、前項の投票は郵便による投票ができる。

(当選の決定)

第6条 会長、副会長、監事の当選の決定は、それぞれ有効投票の最多得票者からとする。ただし同点の場合は、委員会の推薦により決定する。

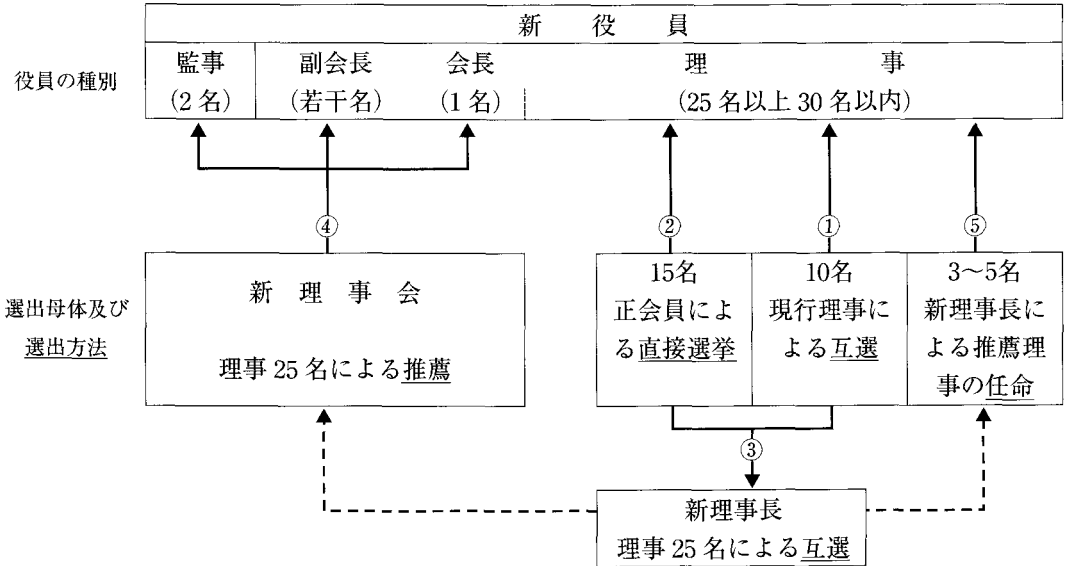
附 則

(施行期日)

1. この申し合わせは、平成10年度の役員改選から適用する。
2. この申し合わせは、平成9年5月26日から施行する。

日本レジャー・レクリエーション学会 役員選出方法及びプロセス（図説）

〔注〕図説中の①～⑤の数字は、新役員の選出される順序を示す。



《各役員選挙投票用紙》

〔改選前理事選出投票用紙〔a〕〕

学会会則第10条及び第12条、役員選出細則第6条第1項第2号、現行理事から選出される理事の選出に関する申し合わせ第4条、の各規定による「改選前理事」10名の選出投票用紙【a】(順位標記の10名連記)

〔新理事選出投票用紙〔b〕〕

学会会則第10条及び第12条、役員選出細則第6条第1項第2号、の各規定による正会員による新理事15名の選出投票用紙【b】(順位標記の5名連記)

〔会長、副会長、監事選出投票用紙〔c〕〕

学会会則第10条及び第12条、役員選出細則第6条第1項第1号、会長、副会長、監事の選出に関する申し合わせ第5条第1項及び第2項、の各規定による会長(1名)、副会長(若干名)、監事(2名)の選出投票用紙【c】(無記名单記)

1. ()		
2. ()		
3. ()		会長
4. ()		()
5. ()		
6. ()		副会長
7. ()		()
8. ()		
9. ()		監事
10. ()		()

「レジャー・レクリエーション研究」投稿規程

昭和46年3月21日制定

昭和57年6月12日改訂

昭和58年7月1日改訂

平成元年2月2日改訂

平成8年4月1日改訂

平成15年2月8日改訂

平成20年11月29日改訂

平成24年11月18日改訂

1. 投稿資格

本誌に寄稿できる原稿の筆頭著者は、本学会々員に限る。但し、編集委員会が認めた場合は、この限りでない。

2. 著作権

- (1) 投稿された原稿の著作権は日本レジャー・レクリエーション学会に帰属する。
- (2) 日本レジャー・レクリエーション学会（以下、甲とする）は、個別の〔共〕著者（以下、乙とする）に対し、甲が著作権を有する著作物『レジャー・レクリエーション研究』のうち、乙の執筆になる論文等を以下の態様で利用すること（乙自身による利用、乙の所属する機関、ないし当該論文等の執筆に関わり乙に研究助成を行った団体による利用であって、かつ非営利の学術的目的の利用に限る。）を許諾する。

1) 複製

- 2) 自動公衆送信その他の公衆送信（技術等の進歩により将来生じうる送信態様を含む）

ただし、上記規定「2）」にかかわらず、甲は著作権を放棄するものではない。したがって、甲自身による自動公衆送信その他の公衆送信（技術等の進歩により将来生じうる送信態様を含む）を妨げない。

3. 原稿種類と審査

- (1) 原稿に用いる言語は原則として、和文もしくは英文とする。但し、編集委員会が認めた場合は、この限りでない。
- (2) 原稿の種類は、レジャー・レクリエーションを対象とした研究領域における総説、原著、研究資料、実践研究、評論、その他とし、他誌に未投稿、未発表のものに限る。なお、上記のうち総説、原著、研究資料、実践研究は、編集委員会が依頼する複数の査読者による審査を経た学術論文である。
- (3) 原稿の定義は以下の通りである。
 - 1) 総説とは、レジャー・レクリエーションを対象とした研究領域に関わる特定のテーマを、文献レビューなどに基づいて大局的かつ客観的に総括したもの。
 - 2) 原著とは、客観性、論理性、普遍性を備えた学術的価値の高い内容を持つオリジナルな研究成果をまとめたもの。
 - 3) 研究資料とは、学術的な資料性が高い研究成果などで、客観性・論理性・普遍性などに検討の余地が残されているものの、速報性などがあり公表する価値が認められるもの。
 - 4) 実践研究とは、実践的な事例調査をまとめた研究成果などで、客観性・論理性・普遍性などに検討の余地が残されているものの、速報性などがあり公表する価値が認められるもの。

- 5) 評論とは、ある特定の事項に関する評価、善悪、優劣などを批評し論じたもの。
 - 6) その他の原稿とは、書評や紹介記事、用語解説、シンポジウム・講演会の記録などで、編集委員会が掲載を認めたもの。
- (4) 原稿の長さは、原則として、総説、原著については刷り上がり12ページ以内、研究資料、実践研究、評論については同6ページ以内とする（1ページは2,016字に相当）。ただし、やむを得ない場合には規定ページ数の1.5倍まで認める。その他の原稿については、編集委員会で認められたページ数とする。
 - (5) 原稿の採否および掲載時期については、編集委員会が最終的な決定を行う。なお、学術論文の採否については、査読者による審査結果に基づく。
 - (6) 大会発表論文集への投稿規定は別に定める。

4. 原稿の提出

- (1) 原稿の提出にあたっては以下に従うこと。
 - 1) 投稿原稿は、別に定められた原稿作成要領に従い、原文の鮮明なコピー3部を提出する。原文は、郵送事故などに備えて投稿者が保管する。
 - 2) 投稿原稿は、各部ごとに、標題、抄録（総説、原著、研究資料、実践研究の場合）、本文（註・文献を含む）、図（写真を含む）、表の順にまとめ、ダブルクリップ等で留めて提出すること。
 - 3) 原稿の郵送は簡易書留や宅配便など、配達記録が証明できる方法で行う。本学会ならびに編集委員会は、郵送事故には責任を持たない。
 - 4) 提出先は、別途これを定める。
 - 5) 原稿および図表は原則として返却しない。
 - 6) 投稿の際には、本誌掲載の「レジャー・レクリエーション研究 投稿票」に必要事項を記入し、投稿原稿と合わせて1部提出する。なお、投稿票にコピーを用いても構わない。

5. 費用

- (1) 審査料・掲載料は原則として無料とするが、次の場合には投稿者にその実費を負担してもらうことがある。
 - 1) カラー印刷など特殊な印刷を要したり、分量が規定を超過する場合など。
 - 2) 別刷を必要とする場合。別刷りは50部までは無料とするが、それ以上必要な場合には50部単位で購入できる。

6. その他

- (1) 原稿の作成に当たっては、別に定める原稿作成要領に従う。
- (2) その他、当規程の問い合わせは、学会事務局宛に行う。

原稿提出先 (2014年4月～)

〒152-0031

東京都目黒区中根1-2-7-401

株式会社余暇問題研究所

(日本レジャー・レクリエーション学会編集委員会)

山崎 律子 宛

TEL:03-5726-0732

「レジャー・レクリエーション研究」原稿作成要領

(平成 15 年 2 月 8 日制定)

1. 原稿の作成

(1) 原稿は、原則としてワードプロセッサなどを使用し、下記にしたがって作成すること。

- 1) 用紙は A4 判を縦長に使用し、横書きで作成すること。
- 2) 書式は、和文の場合には 1 頁に 800 字詰め (25 字×32 行)、欧文の場合にはダブルスペース (30 行) とする。また、それぞれ左 40mm、右 80mm、上下 30mm 程度の余白を残すこと。
- 3) 欧文、数字、小数点、および斜線 (/) は半角文字を使用すること。
- 4) 句読点は、マル (。) およびテン (、) を使用すること。

(2) 原稿の採用決定後に、フロッピーディスク等に保存された文章ファイルの提供を要請する。

(3) 手書きで原稿を作成する場合には、400 字詰め原稿用紙 (20 字×20 行) を用いること。

2. 原稿の体裁

(1) 投稿原稿は、①標題、②抄録、③本文 (註・文献を含む)、④図、⑤表の順番で体裁を整える。

- 1) 標題頁には、①原稿の種類、および②タイトル (和文・英文の両方) を記入する。この頁に著者名や所属などは一切記入しない。
- 2) 抄録頁には、総説・原著論文・研究資料・実践研究では、英文投稿・和文投稿にかかわらず、英文抄録 (250 語程度) と和文抄録 (500 字以内) 添える。これらは、刷り上がり時に本文と一緒に印刷される。評論およびその他の原稿については抄録は必要ない。
- 3) 本文頁には、本文・註・文献などを記入する。なお、本文の作成にあたっては以下の点に留意すること。

①本文の中央下に頁番号を記入する。

②本文の左側に、可能な限り、5 行おきに行番号を記入する。

③母国語ではない言語による投稿では、投稿前にネイティブによる文章校閲を受ける。

④和文原稿では必要以上の専門外来語の使用を控える。用いる場合は、片仮名書きとする。

⑤見出し記号を用いる際は、大見出しから順に、1.、2. …、(1)、(2) …、1) 2) …、①、②…、とする。

⑥学術用語は、学術会議制定の用語に準じ、度量衡単位は SI 単位 (m、cm、mm、kg、g、mg など) とする。

⑦本文中の文献表記は、引用箇所後に、³⁾、^{2) 4) 8)}、⁵⁻⁷⁾ のように、該当する文献番号を上付きにする。註をつける場合も同様にする。

⑧本文欄外に図表の挿入箇所を朱筆により明示する。

⑨謝辞、および付記 (研究費交付等) は本文の末尾におく。

⑩註は、本文の末尾と文献の間に、註 1)、註 2) …というように番号順に一括して記載する。

⑪文献は、筆頭著者の姓のアルファベット順に並べるか、ないしは引用順に、1)、2)、3) …と通し番号を付ける。

⑫文献の記載方法は以下を参考にする。

<学術誌・雑誌の場合>

著者名、論文名、雑誌名 巻号：頁数（始頁－終頁）、西暦年号 の順

[例 1] 西野仁・知念嘉史, ESM (経験標本抽出法) を用いた日常生活におけるレジャー行動研究の試み、レジャー・レクリエーション研究 38: 1-15, 1998

[例 2] Eeva Karjalainen and Liisa Tyrvaïnen, Visualization in forest landscape preference research: a Finnish perspective, Landscape and Urban Planning 59(1): 13-28, 2002

<単著などの場合>

著者名、書名、発行社、発行地：頁数（始頁－終頁）、西暦年号 の順

[例 3] ヨゼフ・ピーパー (稲垣良典訳)、余暇と祝祭、講談社、東京：120pp, 1988

[例 4] Simon Bell, Element of visual design in the landscape, E & FN Spon, London, 11-30, 1933

<共著書などの場合>

著者名、論文名、(編集者名、「書名」、発行社、発行地)、頁数（始頁－終頁）、西暦年号 の順

[例 5] 下村彰男：リゾート景観の保全と創造、(日本造園学会編、「ランドスケープの計画」、技報堂出版、東京)、217-227, 1998

[例 6] Richard Broadhurst and Paddy Harrop, Foerst tourism: Putting policy into practice in the Forestry Commission, (In Xavier Font and John Tribe Eds., Forest tourism and recreation, CABI publishing, New York), 183-199, 1999

4) 図・表の作成にあたっては以下の点に留意すること。

- ①図・表は、それぞれ1点につき1枚の用紙を使用する。
- ②表は、表1、Table 2のように通し番号を付け、題名を表の上部に記載する。
- ③図は、図3、Fig. 4のように通し番号を付け、題名を図の下部に記載する。
- ④図表の作成にあたっては、刷り上がり時の巾(2段にまたがる場合は横幅最大14cm、1段の場合は6.5cm)、および縮尺を考慮し、明瞭に作成する。
- ⑤写真を掲載する者は、原稿の採用決定後にEL版以上の紙焼き写真を提出する。
- ⑥採用決定後、オリジナルの図表を提出する際には、裏面に、図表の番号、上下の印、および筆頭著者名を鉛筆で薄く書き込んでおく。
- ⑦特殊なオリジナル図表は、トレーシングペーパーをかけるなどして、できるだけ汚損対策を施す。

レジャー・レクリエーション研究 投稿票

受付年月日 _____

受付番号 _____

ふりがな 連絡先氏名						
連絡先	郵便送付先 〒 _____					
	TEL _____		FAX _____			
	E-mail _____					
タイトル 全著者名 および所属 (英文表記も)						
原稿の種類	総説、原著、研究資料、実践研究、評論 その他（具体的に： _____）					
原稿の枚数		初稿	2稿	3稿	採用後の フロッピー添付	有・無
	標題	枚	枚	枚	カラー印刷	有・無
	抄録	枚	枚	枚		
	本文	枚	枚	枚	別刷り希望数	部
	図	枚	枚	枚		
票	枚	枚	枚			
原稿の動き	A	B	C	初稿印刷		
著者 → 編集委員会					著者送付	
編集委員会 → 審査者				著者校正		
審査者 → 編集委員会				2校印刷		
判定				2校校正		
編集委員会 → 著者					3校印刷	

(投稿票 2/2)

<p>和文要旨 (貼り付け可)</p>	
<p>原稿投稿時の チェック リスト</p>	<p>確認したら□にチェックしてください。</p> <p>~~~~~</p> <p> 標題ページ <input type="checkbox"/> 原稿の種類は記入してあるか <input type="checkbox"/> タイトル（和・英）は記入してあるか <input type="checkbox"/> 著者名・所属は未記入であるか </p> <p> 本文ページ <input type="checkbox"/> 本文の体裁は原稿作成要領に即しているか <input type="checkbox"/> 註の体裁は原稿作成要領に即しているか <input type="checkbox"/> 文献の体裁は原稿作成要領に即しているか <input type="checkbox"/> ページ番号（本文中中央下）を記入したか <input type="checkbox"/> 行番号を記入したか（本文左） <input type="checkbox"/> 母国語でない場合、文章校閲を受けたか <input type="checkbox"/> 見出し記号は原稿作成要領に即しているか <input type="checkbox"/> 図表挿入箇所の表示をしたか </p> <p> 図 表 <input type="checkbox"/> 図1表点につき1枚の用紙が使用されているか <input type="checkbox"/> 図のタイトルは適切か <input type="checkbox"/> 表のタイトルは適切か </p>

~~~~~  
 イタリック表記の部分は投稿者が記入すること。  
 ~~~~~

「日本レジャー・レクリエーション学会賞」規程

平成 19 年 12 月 2 日制定

(目的)

第 1 条 日本レジャー・レクリエーション学会（以下「本会」という。）は、会員の優れた活動を顕彰かつ奨励することを目的として日本レジャー・レクリエーション学会賞を設ける。

(日本レジャー・レクリエーション学会賞)

第 2 条 日本レジャー・レクリエーション学会賞（以下「本賞」という）は、次の 4 賞を設ける。

- (1) 学会賞
- (2) 研究奨励賞 - 論文部門、一般発表部門、ポスター発表部門-
- (3) 支援実践奨励賞
- (4) 貢献賞

(学会賞)

第 3 条 「学会賞」は、正会員によって選考の当年度を含まない過去 3 年度以内に発表された学会誌「レジャー・レクリエーション研究」およびその他のレジャー・レクリエーション研究に関する学術誌、著書、論文を対象として顕著な功績があったものに対して授与することができる。

(研究奨励賞 - 論文部門、一般発表部門、ポスター発表部門-)

第 4 条 「研究奨励賞 - 論文部門、一般発表部門-」は、正会員である大学院生等の学生を対象に、その前年度（審査該当年度）に筆頭著者として発表された学会誌「レジャー・レクリエーション研究」の論文の中から「研究奨励賞 - 論文部門-」を、また、学会大会において筆頭著者として発表された一般研究発表（口頭）の中から「研究奨励賞 - 一般発表部門-」を授与することができる。さらに、学会大会において学生（大学院生、大学生、短期大学生、専門学校生等）が筆頭著者として発表したポスター発表の中から「研究奨励賞 - ポスター発表部門-」を授与することができる。

(支援実践奨励賞)

第 5 条 「支援実践奨励賞」は、正会員の優れたレジャー・レクリエーション支援実践に対して授与することができる。

(貢献賞)

第 6 条 「貢献賞」は、長年にわたり本会運営ならびに本会に対して優れた功績が認められた者あるいは団体に対して授与することができる。

(表彰)

第 7 条 「学会賞」「研究奨励賞 - 論文部門、一般発表部門、ポスター発表部門-」「支援実践奨励賞」「貢献賞」の各賞は学会大会において賞状を授与する。

(選考)

第 8 条 「学会賞」「研究奨励賞 - 論文部門、一般発表部門-」「支援実践奨励賞」は、選考委員会におい

て審議し、理事会の議を経て総会に報告する。「研究奨励賞－ポスター発表部門－」は、選考委員会において審議し、会長、理事長の承認を得て総会に報告する。また「貢献賞」は理事会において審議、決定し、総会に報告する。

(選考委員会)

第9条 選考委員会の構成、委員選考の方法は別に定める。

(規程の改廃等)

第10条 その他、本規程に定められていない事項に関しては、理事会において審議し、総会の議を経て決定する。

附則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成23年11月18日より一部改訂する。

附則 この規程は、平成25年11月10日より一部改訂する。

日本レジャー・レクリエーション学会賞選考内規

(選考委員会)

1. 本会に日本レジャー・レクリエーション学会賞選考委員会（以下「選考委員会」とする。）を設ける。
2. 選考委員会の委員は、理事会において推薦された候補者の中から5名以上～10名以内を会長が任命する。委員の任期は3年とする。
3. 選考委員会は、互選により委員長を選出する。
4. 選考委員会は、「学会賞」「研究奨励賞－論文部門－」「研究奨励賞－一般発表部門－」「研究奨励賞－ポスター発表部門－」「支援実践奨励賞」について選考するものとする。なお、「貢献賞」については、理事会において選考するものとする。

(「学会賞」)

5. 「学会賞」は、正会員によって選考の当年度を含まない過去3年度以内に発表された学会誌「レジャー・レクリエーション研究」およびその他のレジャー・レクリエーション研究に関する学術誌、著書、論文を対象として顕著な功績があったものとする。ただし、「レジャー・レクリエーション研究」以外の業績に関しては、本会の正会員の資格を有し、筆頭著者（ファースト・オーサー）のものに限る。

(「研究奨励賞－論文部門－」)

6. 「研究奨励賞－論文部門－」の対象は、その前年度（審査該当年度）に発行された「レジャー・レクリエーション研究」の掲載論文とする。

(「研究奨励賞－一般発表部門－」)

7. 「研究奨励賞－一般発表部門－」の対象は、その前年度（審査該当年度）の学会大会において発表された一般研究発表（口頭）とする。

(「研究奨励賞－ポスター発表部門－」)

8. 「研究奨励賞－ポスター発表部門－」の対象は、その年度の学会大会において発表されたポスター発表とする。

(「支援実践奨励賞」)

9. 「支援実践奨励賞」は、正会員によるレジャー・レクリエーション支援実践において顕著に優れた功績が認められたものを対象とする。ただし団体での活動については、その団体で中心的な役割を果たしているものに限る。

(選考手順)

10. 会長及び理事は、「学会賞」「研究奨励賞－論文部門－」「研究奨励賞－一般発表部門－」については各1篇を、「支援実践奨励賞」については1名を推薦することができる。
11. 本会正会員は、所属機関が異なる2名以上の連名により、「学会賞」「研究奨励賞－論文部門－」「研究奨励賞－一般発表部門－」については各1篇を、「支援実践奨励賞」については1名を推薦することができる。
12. 「学会賞」「研究奨励賞－論文部門－」「研究奨励賞－一般発表部門－」「支援実践奨励賞」の推薦にあたっては、1篇あるいは1名につき1通の推薦書を添付して、毎年7月末日迄に封書にて事務局宛に

提出するものとする。

13. 推薦書については、下記の項目を記入することとし、未記入項目がある場合は無効とする。
 - (1) 推薦する該当賞の呼称
 - (2) 推薦書の提出期日
 - (3) 候補者（賞を受ける者）および所属機関
 - (4) 推薦者（直筆署名、捺印のこと）および所属機関。連名の場合は全員の分とする
 - (5) 推薦者の連絡先。連名の場合は代表者とする
 - (6) 「学会賞」「研究奨励賞－論文部門－」「研究奨励賞－一般発表部門－」については推薦する題目名：記載方法は「『レジャー・レクリエーション研究』原稿作成要領」（平成15年2月8日制定の2－(1)－3)－⑫)を参考にすること
 - (7) 「支援実践奨励賞」については推薦する主な支援実践内容
 - (8) 推薦理由：400字程度
14. 推薦する際、「学会賞」「研究奨励賞－論文部門－」「研究奨励賞－一般発表部門－」については現物あるいはコピー13部を添付するものとし、「支援実践奨励賞」については支援実践を証明する資料の現物あるいはコピー13部を添付するものとする。
15. 選考委員会は、推薦された「学会賞」「研究奨励賞－論文部門－」「研究奨励賞－一般発表部門－」「支援実践奨励賞」の候補について審議、決定し、理事会の議を経て総会に報告する。
16. 「研究奨励賞－ポスター発表部門－」については、日本レジャー・レクリエーション学会大会時に複数名の学会賞選考委員が採点者となり、次に定める採点方法に基づいた審査を行う。
 - (1) 5つの審査項目（研究内容、研究の独創性、研究の将来性、プレゼンテーション能力、キャッチ能力）で審査し、5点満点（5：秀逸、4：優秀、3：良好、2：可、1：不良、F：判定不能）で審査する。
 - (2) 審査員は、ポスター発表のコアタイム（質問時間）に審査対象となっているポスター発表を審査する。
 - (3) 1発表に対し、2名の審査員で評価する。
 - (4) 2名の審査員の合計値で上位2名を選出する。
 - (5) 1位を会長賞、2位を理事長賞とする。
 - (6) 同点者が出た場合は、理事長賞を同点者数分表彰する。
17. 選考委員会は、「研究奨励賞－ポスター発表部門－」の候補について審議し、会長、理事長の承認を経て総会に報告する。
18. 「貢献賞」については理事会において審議、決定し、総会に報告する。

（その他）

19. その他、本内規に定められていない事項に関しては、理事会において審議、決定し、総会に報告する。

附則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成23年11月18日より一部改訂する。

附則 この規程は、平成25年11月10日より一部改訂する。

学生会員に関わる規程

平成 23 年 11 月 20 日制定

本規程は学会会則第 3 章会員第 6 条 5 を受けて定めるものとする。

(学生会員の登録条件)

- 第 1 条 学生会員は、本会の会則第 1 章総則第 2 条の定める目的に賛同し、日本国の管轄省庁の認可により所在する大学院博士前期課程（修士課程）、大学学部、短期大学、専門学校（専修学校専門課程）、高等専門学校の満 18 歳以上の在学（校）生とする。
- 2 大学院博士後期課程（博士課程）、通信教育課程、科目履修生、大学研究生等の所属者はこれを認めない。

(学生会員の権限・制限)

- 第 2 条 学生会員の権限として、学会誌への投稿資格、学会大会への参加と発表（口頭発表、ポスター発表）申し込みの資格を有する。
- 2 本会が発行する学会誌の配布。
- 3 本会が運営するホームページの登録（ユーザー ID と仮パスワードの発行）。
- 4 学生会員の制限として、役員の選挙権（含、被選挙権）、総会での発言権、総会議事録署名人、学会賞推薦者（連名を含む）の資格は認めない。

(入会)

- 第 3 条 本会の学生会員になろうとするものは、次の手続きをとり、理事会（含、常任理事会）の承認を得た者とする。
- 2 学生会員としての入会申込書を事務局に提出する。入会金は学会会則第 7 章会計第 20 条 1 の規程により免除する。
- 3 2 に在学（校）証明書を添付し提出する。

(登録期間)

- 第 4 条 学生会員の資格（登録期間）は 1 年間とし、その当該年度末までとする。なお、継続することもできる。
- 2 継続手続は、在学（校）証明書を添付して継続届を事務局に提出する。

(会費)

- 第 5 条 学生会員は、年会費を納める。
- 2 年会費は学会会則第 7 章会計第 20 条 5 が定める年度額として正会員の半額とする。
- 3 会計年度は学会会則第 7 章会計第 21 条による。

(大会参加費等)

- 第 6 条 学生会員の大会参加費は、会場受付時に第 1 条の定める身分を証明する学生証を提示することで無料とする。但し、学生証の提示がない場合は正会員の半額を納めることとする。
- 2 地域研究に参加する学生会員は、その参加費を納めるものとする。

(退会)

- 第7条 学会会則第7章会計第21条の定める期間を以ってなされる。
- 2 学生会員の登録期間内において、退会届の提出があった場合には退会を認める。
 - 3 学会会則第3章会員第8条に抵触した場合には、理事会（含、常任理事会）の審議を経て退会措置を講ずる。

(申請受付の取消)

- 第8条 学生会員の入会申込書あるいは学生会員の継続届を提出後、定められた期間内に年会費の支払手続が確認できない場合は、事務局において申込受付の取消を行なう。

附 則

1. 本規程は平成23年11月20日より施行する。

**「レジャー・レクリエーション研究」
投稿募集**

**研究論文の投稿は、常時受け付けております。
積極的にご投稿下さい。**

編集委員会

「レジャー・レクリエーション研究」への投稿について

投稿は、常時受け付けておりますが、審査を要するジャンルの原稿の場合には審査期間、発刊時期等を見計らって、投稿してください。積極的な投稿をお待ちしております。

投稿論文送付先 (2014年4月～)

〒152-0031 東京都目黒区中根1-2-7-401
株式会社余暇問題研究所
(日本レジャー・レクリエーション学会編集委員会)
山崎 律子 宛
TEL : 03-5726-0732

日本レジャー・レクリエーション学会とは……

レジャー・レクリエーションに関するあらゆる科学的研究をなし、レジャー・レクリエーションの発展をはかり、それらの実践に寄与することを目的として昭和46年3月に設立された学術研究団体です。学会設立までには、過去6年に渡り、「日本レクリエーション研究会」として地道な実績をかため、その基礎の上に学会として発展してきました。

いうまでもなく、現代の急激な社会変化は、レジャー・レクリエーション研究の重要性を一層増大させております。従来までの研究に加え、より広範囲で多角的な研究を推進し、人間生活の質的向上を目指しているのが、この学会の特徴です。

このようなことから、この学会は、レジャー問題、レクリエーション研究に直接たずさわる研究者、専門家はもちろんのこと、レクリエーション環境、組織、指導など実践家の総合体ともいえます。

学会では、着実にその研究の質的深化を目指しつつ、現代から将来にかけてのこの大きな人類のニーズにこたえていこうとしております。

Japan Society of Leisure and Recreation Studies

事務局 〒359-1192 埼玉県所沢市三ヶ島2-579-15
早稲田大学 人間科学学術院
前橋 明 研究室 内
日本レジャー・レクリエーション学会事務局
電話 (04) 2947-6902

郵便振替 00150-3-602353

口座名 「日本レジャー・レクリエーション学会」

日本レジャー・レクリエーション学会の 会員となったら……

日本レジャー・レクリエーション学会は、次の事業を行っております。メンバーとなったら、ご自分の研究や指導に役に立つと共に、レジャー・レクリエーション界に大いに貢献することができます。

◎**学会大会の開催**……年一度の学会大会です。研究発表をはじめ、シンポジウムなど意見交換の機会です。

◎**研究集会の開催**……年数回、研究会を開き、メンバーのニーズに合う問題を提供し、相互研究の機会を作っております。

◎**学会ニュースの発行**……年2回、ニュース・レターを配布し、学会内のできごとはもちろん、広く情報を提供しております。

◎**「レジャー・レクリエーション研究」の発行**……学会における研究発表、論文発表誌です。レジャー・レクリエーションにおける学問レベルの向上がこの研究誌を通して期待されています。

◎**研究・調査資料の発行**……レジャー・レクリエーション問題を中心に、研究・調査資料を適宜発行します。

◎**受委託研究の実施**……レジャー・レクリエーションに関する研究を学会が受委託し、チームを組んで研究を進める体制ができております。

◎**情報交換**……学会員相互の研究交流を推進するために、お互いに情報をとりかわす機会をつくっております。

◎**共同研究**……学会員が協力して、一つの問題に対して、あらゆる角度から研究できる機会があります。

編集委員会

委員長	山崎	律子	(余暇問題研究所)
副委員長	下嶋	聖	(東京農業大学)
委員	坂口	正治	(東洋大学)
委員	上野	幸	(余暇問題研究所)
委員	土屋	薫	(江戸川大学)
委員	廣田	治久	(余暇問題研究所)

Editorial Committee

chief editor Ritsuko YAMAZAKI
JILSE

vice chief editor Hijiri SHIMOJIMA
Tokyo University of Agriculture

editor Masaharu SAKAGUCHI
Toyo University

editor Yuki UENO
JILSE

editor Kaoru TSUCHIYA
Edogawa University

editor Haruhisa HIROTA
JILSE

レジャー・レクリエーション研究 第76号
Journal of Leisure and Recreation Studies No.76

平成27年9月24日 印刷

平成27年9月30日 発行

発行者 鈴木秀雄

発行所 日本レジャー・レクリエーション学会
〒359-1192 埼玉県所沢市三ヶ島 2-579-15
早稲田大学 人間科学学術院
前橋 明 研究室 内

TEL & FAX (04) 2947-6902

印刷所 前田印刷株式会社筑波支店
〒305-0836 茨城県つくば市山中152-4
TEL (029) 875-6696

JOURNAL
of
Leisure and Recreation Studies

No. 76

Original Articles

- The relationship between walking and social capital factors among community dwelling elderly
Motoko Miyake, Yuya Watanade, Misaka Kimura 5
- Relationship between landscape evaluation of the Mountain hut roof shape and attributes on Questionnaire Survey of climbers
—A case of KUMONODAIRA-SANSO the Mountain hut in Northern Alps of Japan—
Hijiri Shimojima 15
- Butler's view on recreation concept, and the profiles American pioneers, related with him, for playground and recreation
movements
Kazutoshi Takahashi 31
- Olympic Movement and Recreation
Fumio Morooka 39
- Regulation of JSLRS
Information of JSLRS